

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年11月4日提出
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定型） 三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定成長型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定型） １兆円を上限とします。 三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定成長型） １兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年4月30日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について半期報告書の提出に伴う関係情報の更新等を行うため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

なお、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」において、「1 財務諸表」につきましては「中間財務諸表」が追加され、「2 ファンドの現況」につきましては原届出書の更新後の内容を記載します。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

当ファンドは、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
追加型		不動産投信		特殊型 ()
	内外	その他資産 ()	ETF	
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)	日経２２５	プル・ベア型
一般	年２回	日本			TOPIX	条件付運用型
大型株	年４回	北米	ファンド・			
中小型株	年６回	欧州	オブ・			
債券	(隔月)	アジア	ファンズ	なし	その他 ()	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
一般	年12回	オセアニア				
公債	(毎月)	中南米				
社債	日々	アフリカ				
その他債券	その他	中近東				その他 ()
クレジット	()	(中東)				
属性		エマージング				
()						
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(資産複合(株						
式、債券、不動産						
投資信託証券、コ						
モディティ、ヘッ						
ジファンド))						
資産複合						
()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

訂正有価証券届出書（内国投資信託）

債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回	信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回	信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回	信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）	信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

〔ファンドの目的・特色〕

ファンドの目的

日本を含む世界各国の株式、債券ならびに不動産投資信託証券、商品（コモディティ）、およびヘッジファンド等のオルタナティブ資産を実質的な主要投資対象とし、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざします。

ファンドの特色

投資対象

各種投資信託証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、債券ならびに不動産投資信託証券、商品（以下、「コモディティ」といいます。）、およびヘッジファンド等のオルタナティブ資産に実質的な投資を行います。



オルタナティブ資産とは

「オルタナティブ」とは「～の代わりに、代替」と訳され、投資の世界で「オルタナティブ資産」というと、株式や債券とは異なる値動きが想定される投資対象資産もしくは運用手法のことをいいます。こうした値動きの異なる資産を株式や債券と組み合わせることで分散投資の効果をねらいます。



不動産投資信託証券とは

不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。多数の投資家から資金を集めて不動産を所有、管理、運営し、そこから生じる賃貸料収入や売却益を投資家に分配する商品で、一般的にREIT（リート: Real Estate Investment Trust）と呼ばれています。分配金の原資は主に多数の物件からの賃貸料収入などです。

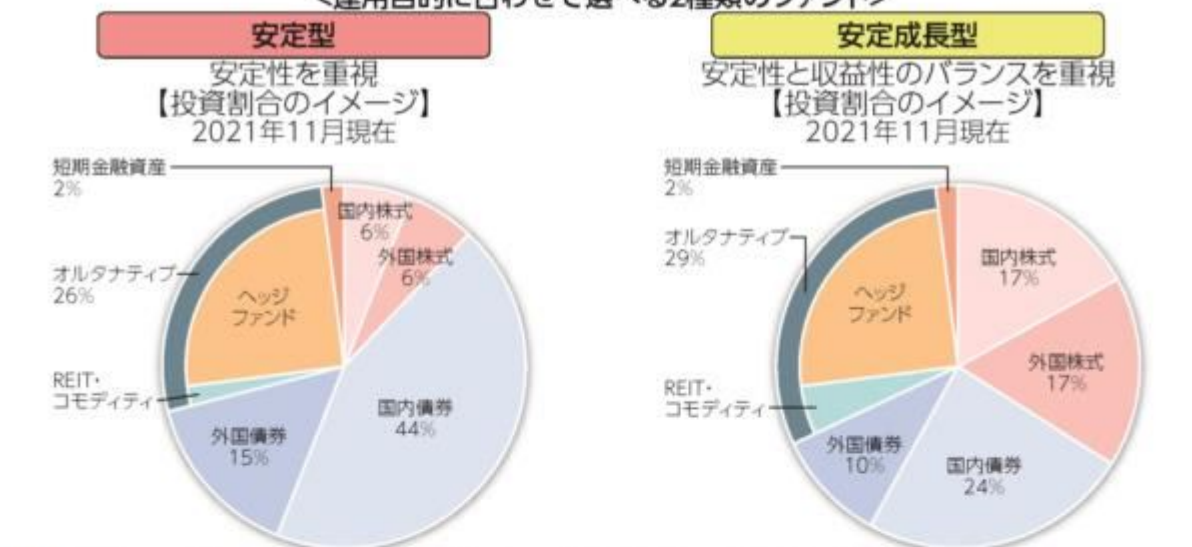


ヘッジファンドとは

裁定取引や先物取引といったデリバティブ等の活用により、市場動向に左右されないリターンを獲得をめざすファンドのことをいいます。投資対象は、株式、債券、為替、商品など多岐にわたります。

お客様のリスク許容度に応じた2種類のファンドをご用意いたします。

＜運用目的に合わせて選べる2種類のファンド＞



- ！ 国内債券には、為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図る「ヘッジ付外国債券」を含めています。
- ！ 四捨五入の関係で上記の数値を合計しても100%にならないことがあります。
- ！ 上記はイメージであり、実際の投資割合とは異なる場合があります。また、資産クラスが変更される場合や、投資割合が大きく変更される場合があります。

＜組入投資信託証券一覧＞

2021年11月5日現在

資産クラス		組入投資信託証券
国内株式		TOPIXマザーファンド
		JPX日経400インデックスマザーファンド
		日本株インカム・マザーファンド
		日本株オープン「35」マザーファンド
		日本・小型株・ファンド・マザーファンド
		日本株式最小分散インデックスマザーファンド
		ジャパン・アクティブ・マザーファンド
		日本株ESGアクティブマザーファンド
		JAPAN クオリティ150インデックスマザーファンド
		ジャパンESGセレクト・リーダーズインデックスマザーファンド*
外国株式		ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンド・クラスB・JPY・アキュムレーション
		外国株式インデックスマザーファンド*
		好配当海外株マザーファンド*
		先進国株式最小分散インデックスマザーファンド*
		先進国株式クオリティ・インデックスマザーファンド*
		新興国株式インデックスマザーファンド*
国内債券		AMP グローバル・インフラ株式マザーファンド*
		グローバル・フランチャイズ・マザーファンドII*
	ヘッジ付外国債券	日本債券インデックスマザーファンド
		三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド
		日本超長期国債インデックスマザーファンド*
		先進国高格付国債マザーファンド
外国債券		ショートデュレーション/円インカムマザーファンド
		MUAM ヘッジ付外国債券オープンマザーファンド*
		フランス国債7・10年ラダーマザーファンド*
		ヘッジ付スペイン国債7・10年ラダーマザーファンド*
		AMP グローバル・インフラ債券マザーファンド*
		外国債券インデックスマザーファンド*
オルタナティブ	REIT	東証REIT指数マザーファンド
		MUAM G-REITマザーファンド
	コモディティ	コモディティインデックスマザーファンド
		日本株マーケットニュートラル・マザーファンド
	ヘッジファンド	先進国ロング・ショート戦略マザーファンド
		ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ダイバーシファイド・リターン・円ファンド・クラスB・円・アキュムレーション
		MUIジャジメンタルLS「バリュー」マザーファンド*
		MUIベータ戦略型シングル・アルファマザーファンド*
		MUIジャジメンタルLS「インフラ資源」マザーファンド*
		MUIジャジメンタルLS「金融」マザーファンド*
		MUIジャジメンタルLS「テック」マザーファンド*
		MUIクオンツ・ベータヘッジ高配当利回り型マザーファンド*

- ！ 上記は組入投資信託証券の一覧であり、今後変更となる場合があります。
- * 私募投資信託を通じて組入を行います。私募投資信託については、後掲「投資対象とする投資信託証券の概要」をご参照ください。

運用方法
運用プロセス

世界の多種多様な投資対象に分散投資を行います。

- 各資産への投資割合、投資対象とする投資信託証券およびその投資比率は、三菱UFJ信託銀行の投資助言に基づき決定します。

1 各資産への投資割合、投資対象とする投資信託証券およびその投資比率は、投資環境の変化等に応じて適宜変更します。
1 投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

＜運用プロセスのイメージ＞



1 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

1 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。

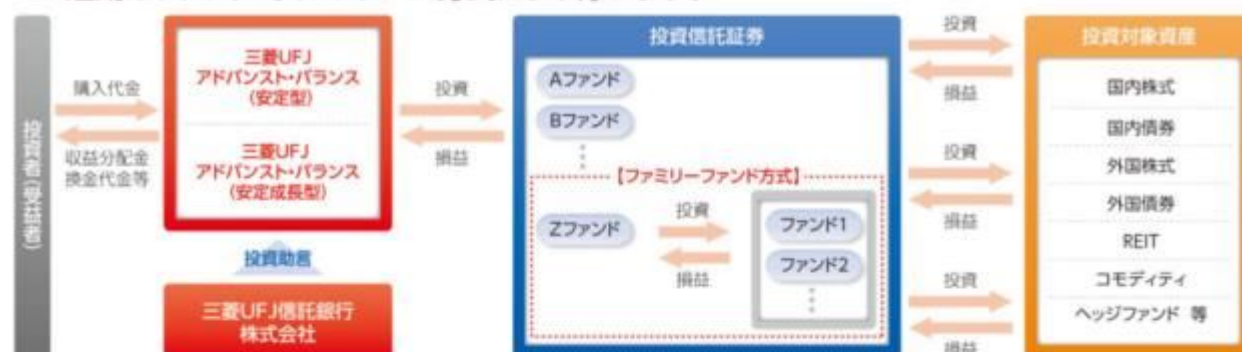
為替対応
方針

原則として、為替ヘッジを行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。
- 組入投資信託証券によっては、実質的な組入外貨建資産について為替ヘッジを行う場合があります。
- ◆ 投資対象とする投資信託証券の一部については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
- ◆ ペイリー・ギフォード・ワールドワイド・ダイバーシファイド・リターン・円ファンドークラスB・円・アキュムレーションの組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図る場合があります。
- 1 為替ヘッジ(為替取引)を行うにあたっては、対象通貨間の金利差に基づくヘッジコスト(為替取引によるコスト)がかかります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコスト(為替取引によるコスト)となる場合があります。

■ファンドの仕組み

運用はファンド・オブ・ファンズ方式により行います。



- ❶ 一部の投資信託証券についてはファミリーファンド方式により投資を行います。
- ❷ 一部の投資信託証券の運用については権限の委託を行う場合があります。
- ❸ 各ファンド間でスイッチングが可能です。なお、スイッチングの際の購入時手数料は、販売会社が定めるものとします。また、換金するファンドに対して税金がかかります。
- ❹ 販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

分配方針

年1回の決算時(2月5日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■主な投資制限

株式	株式への直接投資は行いません。
投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。

委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
--------------------------------------	---

委託会社の概況（2021年2月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

< 訂正後 >

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2021年8月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

２【投資方針】

（２）【投資対象】

< 訂正前 >

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

- 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。

- 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- コマーシャル・ペーパー
- 外国または外国の者の発行する証券または証書で、２．の証券の性質を有するもの
- 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

なお、１．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

- 預金
- 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- コール・ローン
- 手形割引市場において売買される手形

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

< 投資対象とする投資信託証券の概要 >

ファンド名	ＴＯＰＩＸマザーファンド
基本方針	この投資信託は、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）と連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	東京証券取引所第一部に上場されている株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	ＪＰＸ日経４００インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、ＪＰＸ日経インデックス４００（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	日本株インカム・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。
投資対象	わが国の株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	日本株オープン「３５」マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。
投資対象	わが国の株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	日本・小型株・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。
投資対象	わが国の株式（金融商品取引所上場および店頭登録株式）を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	日本株式最小分散インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、ＭＳＣＩ日本株最小分散指数（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	ジャパン・アクティブ・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。
投資対象	わが国の株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	日本株ＥＳＧアクティブマザーファンド
基本方針	この投資信託は、主として中長期的な値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
投資対象	わが国の株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	日本債券インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合に採用されている公社債を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。
投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	先進国高格付国債マザーファンド
基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
投資対象	日本を含む先進国の国債等を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社 運用委託先：三菱ＵＦＪアセット・マネジメント（ＵＫ）

ファンド名	ショートデュレーション円インカムマザーファンド
基本方針	この投資信託は、利子収益の確保および中長期的な値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
投資対象	日本を含む先進国の債券等を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	東証ＲＥＩＴ指数マザーファンド
基本方針	この投資信託は、東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）と連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）に採用されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	MUAM G - REITマザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	S & P先進国REITインデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）に採用されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	コモディティインデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、ブルームバーグ商品指数トータルリターン（円換算ベース）に概ね連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	商品（コモディティ）を実質的な投資対象資産とする上場投資信託証券を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	日本株マーケットニュートラル・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
投資対象	わが国の株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	先進国ロング・ショート戦略マザーファンド
-------	----------------------

基本方針	この投資信託は、特定の市場に左右されることなく収益の獲得をめざして運用を行います。
投資対象	日本国債および先進国の債券先物取引、株価指数先物取引に係る権利を主要投資対象とします。また、外国為替予約取引も積極的に活用します。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	J A P A N クオリティ１５０インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、i S T O X X M U T B J A P A N クオリティ１５０インデックス（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ダイバーシファイド・リターン・円ファンド - クラスＢ・円・アキュムレーション
投資態度	- 世界の株式、債券、適格集団投資スキーム、その他譲渡性証券、短期金融商品、現金同等物およびデリバティブ等の幅広い資産への投資を通じて、株式市場より低いリスクで長期的な値上がり益の獲得をめざします。 - 資産配分については、市況環境の変化に応じて柔軟に変更します。また、異なる資産クラスに分散投資することにより、ファンド全体の変動性を抑制することをめざします。
主な投資対象	株式、債券、適格集団投資スキーム、その他譲渡性証券、短期金融商品、現金同等物およびデリバティブ等の幅広い資産
委託会社等	投資運用会社：ベイリー・ギフォード・インベストメント・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド

ファンド名	ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンド - クラスＢ・ＪＰＹ・アキュムレーション
投資態度	日本を含む世界各国（新興国を含みます。）の株式等（ＤＲ（預託証券）を含みます。以下同じ。）のうち、持続可能であらゆる人々を受容する世界の実現に向け、好ましい社会的インパクトをもたらす製品、サービスの提供や、かかる事業活動を公正かつ誠実に実施する企業の株式等への投資を行い、長期的な信託財産の成長をめざします。
主な投資対象	日本を含む世界各国の株式等
委託会社等	投資運用会社：ベイリー・ギフォード・インベストメント・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド

ファンド名	アドバンスト・バランス（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定） （三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定型）のみ投資対象としています。） アドバンスト・バランス（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定） （三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定成長型）のみ投資対象としています。）
基本方針	この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。
投資対象	日本を除く世界各国の株式および債券を実質的な主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

< 「アドバンスト・バランス（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）」および「アドバンスト・バランス（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）」が投資対象とするマザーファンド受益証券 >

ファンド名	M U A M ヘッジ付外国債券オープンマザーファンド
基本方針	この投資信託は、世界主要国の公社債（日本を除く）を主要投資対象とし、F T S E 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）を中長期的に上回る投資成果を目指して運用を行います。
投資対象	世界主要国の公社債（日本を除く）を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	フランス国債7-10年ラダーマザーファンド
基本方針	この投資信託は、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
投資対象	フランスの国債を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	ヘッジ付スペイン国債7-10年ラダーマザーファンド
基本方針	この投資信託は、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
投資対象	スペインの国債を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	外国株式インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に採用されている株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	好配当海外株マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。
投資対象	わが国を除く世界主要国の株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	先進国株式最小分散インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、MSCIコクサイ最小分散指数（JPY）（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	日本を除く先進国の株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	先進国株式クオリティ・インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、MSCIコクサイ・クオリティ指数（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	日本を除く先進国の株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	外国債券インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている国債を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	新興国株式インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動した投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	新興国の株式等（DR（預託証書）を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	新興国債券インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、JPモルガンGBI-E Mグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	新興国の現地通貨建ての公社債を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	アドバンスト・バランス（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定） （三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定型）のみ投資対象としています。） アドバンスト・バランス（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定） （三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定成長型）のみ投資対象としています。）
基本方針	この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。
投資対象	日本を含む世界各国の株式および債券を実質的な主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

＜「アドバンスト・バランス（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）」および「アドバンスト・バランス（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）」が投資対象とするマザーファンド受益証券＞

ファンド名	ジャパンＥＳＧセレクト・リーダーズインデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、ＭＳＣＩ ジャパンＥＳＧセレクト・リーダーズ指数（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	日本超長期国債インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ国債 超長期（11-）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	わが国の国債を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	ＡＭＰ グローバル・インフラ債券ファンド＜為替ヘッジあり＞（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）
基本方針	この投資信託は、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
投資対象	ＡＭＰ グローバル・インフラ債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

＜「ＡＭＰ グローバル・インフラ債券ファンド＜為替ヘッジあり＞（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）」が投資対象とするマザーファンド受益証券＞

ファンド名	ＡＭＰ グローバル・インフラ債券マザーファンド
基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
投資対象	世界のインフラ関連企業が発行する米ドル建て債券を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社 運用委託先：ＡＭＰキャピタル・インベスターズ・リミテッド

ファンド名	ＡＭＰ グローバル・インフラ株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）
基本方針	この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および配当収益の確保をめざして運用を行います。
投資対象	ＡＭＰ グローバル・インフラ株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

＜「ＡＭＰ グローバル・インフラ株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）」が投資対象とするマザーファンド受益証券＞

ファンド名	ＡＭＰ グローバル・インフラ株式マザーファンド
基本方針	この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および配当収益の確保をめざして運用を行います。

投資対象	世界各国（除く日本）のインフラ関連企業の株式等（預託証券および投資信託証券等を含むことがあります。以下同じ。）を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社 運用委託先：ＡＭＰキャピタル・インベスターズ・リミテッド

ファンド名	グローバル・フランチャイズ・ファンド Ｍ－２（適格機関投資家専用）
投資態度	・グローバル・フランチャイズ・マザーファンド 受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式（預託証券を含みます。以下同じ。）に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長をめざします。 ・有力な無形資産（特許、著作権、ブランド等）を有し、中長期的に株主価値の高い成長をもたらすことが期待される企業を厳選して投資を行います。 ・ＭＳＣＩワールド・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。ただし、ベンチマークからの乖離を低減することには重点をおきません。 ・実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ・資金状況、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合もあります。
主な投資対象	グローバル・フランチャイズ・マザーファンド
委託会社等	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

<「グローバル・フランチャイズ・ファンド Ｍ－２（適格機関投資家専用）」が投資対象とするマザーファンド受益証券>

ファンド名	グローバル・フランチャイズ・マザーファンド
投資態度	主として日本を含む世界各国の株式（預託証券を含みます。）に投資を行います。 有力な無形資産（特許、著作権、ブランド等）を有し、中長期的に株主価値の高い成長をもたらすことが期待される企業を厳選し、原則として20銘柄から40銘柄程度に集中投資を行います。 投資先企業は、主として以下のような視点に基づいて選定を行います。 ・優れたフランチャイズ、有力な無形資産 ・グローバルな成長性 ・資本出資を伴わずに成長するビジネス ・潤沢なキャッシュ・フローに支えられた反復性のあるビジネス ・高い利払い負担能力を有する強固な財務基盤 ・卓越した経営能力 ＭＳＣＩワールド・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。ただし、ベンチマークからの乖離を低減することには重点を置きません。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 運用の指図に係る権限をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
投資対象	世界各国の株式を主要投資対象とします。
委託会社等	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社 運用委託先：モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド（英国）

ファンド名	ＭＵＩジャジメンタルＬ／Ｓ「バランス型」ファンド１（適格機関投資家向け）
投資態度	・マザーファンド受益証券を主要投資対象として、実質的にわが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）に投資します。なお、株式等に直接投資する場合があります。 ・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。 ・運用にあたっては、無担保コール翌日物レートをベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果を目指します。 ・資金動向、市況動向等によって上記のような運用が行なえない場合があります。

主な投資対象	・ M U I が運用するマザーファンド受益証券のうち、本ファンドの運用戦略を行なうために必要と認められる上記に定めるマザーファンド受益証券(以下「指定マザーファンド受益証券」といいます。)に投資を行なうことを基本とします。 ・ なお、指定マザーファンド受益証券は見直されることがあります。この際、指定マザーファンド受益証券として指定されていたマザーファンド受益証券が指定から外れたり、新たなマザーファンド受益証券が指定マザーファンド受益証券として指定されたりする場合もあります。
委託会社等	M U 投資顧問株式会社

＜「M U I ジャジメンタル L / S 「バランス型」ファンド 1（適格機関投資家向け）」が投資対象とするマザーファンド受益証券＞

ファンド名	M U I ジャジメンタル L / S 「バリュー」マザーファンド
投資態度	・ 日本の市場に上場されている株式等の中から、企業の収益成長性や割安度等を総合的に勘案し、相対的に投資魅力度が高いと判断される銘柄群を購入し、また、相対的に投資魅力度が低いと判断される銘柄群を信用取引により売付けします。また、株式市場全体の変動に起因する信託財産の価格変動リスクを低減するため、株価指数先物を売建てる場合があります。 ・ 運用にあたっては、無担保コール翌日物レートをベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。 ・ なお、市況動向、資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	・ 日本の市場に上場されている株式を主要な投資対象とします。
委託会社等	M U 投資顧問株式会社

ファンド名	M U I ベータ戦略型シングル・アルファマザーファンド
投資態度	・ 弊社独自開発モデル（RIM）により算出した「本来の企業価値」（理論株価）をもとに割安度を判断し、割安度とリスクに応じた銘柄選択を行うことで、安定した超過収益の獲得を目指します。クオンツアプローチにより、高い一貫性と客観的な銘柄評価を兼ね備えた運用を目指します。 ・ 株式市場全体の変動に起因する信託財産の価格変動リスクを低減するため、株価指数先物を売建てる場合があります。 ・ 運用にあたっては、無担保コール翌日物レートをベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果を目指します。 ・ なお、市況動向、資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	・ 日本の金融商品取引所に上場されている株式を主要な投資対象とします。
委託会社等	M U 投資顧問株式会社

ファンド名	M U I ジャジメンタル L / S 「インフラ資源」マザーファンド
投資態度	・ 日本の市場に上場されている株式等の中から、インフラ資源関連セクターを中心に、企業の収益成長性や割安度等を総合的に勘案し、相対的に投資魅力度が高いと判断される銘柄群を購入し、また、相対的に投資魅力度が低いと判断される銘柄群を信用取引により売付けします。その間に生じる騰落率の格差を主な収益源として、株式市場の価格変動リスクを抑制しつつ、運用します。 ・ 運用にあたっては、無担保コール翌日物レートをベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果を目指します。 ・ なお、市況動向、資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	・ 日本の市場に上場されている株式を主要な投資対象とします。
委託会社等	M U 投資顧問株式会社

ファンド名	M U I ジャジメンタル L / S 「金融」マザーファンド
-------	---------------------------------

投資態度	・日本の市場に上場されている株式等の中から、金融関連セクターを中心に、企業の収益成長性や割安度等を総合的に勘案し、相対的に投資魅力度が高いと判断される銘柄群を購入し、また、相対的に投資魅力度が低いと判断される銘柄群を信用取引により売付けします。その間に生じる騰落率の格差を主な収益源として、株式市場の価格変動リスクを抑制しつつ、運用します。 ・運用にあたっては、無担保コール翌日物レートをベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果を目指します。 ・なお、市況動向、資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	・日本の市場に上場されている株式を主要な投資対象とします。
委託会社等	MU投資顧問株式会社

ファンド名	MUIジャジメンタルL/S「テック」マザーファンド
投資態度	・日本の金融商品取引所に上場されている株式等の中から、テクノロジー関連セクターを中心に、企業の収益成長性や割安度等を総合的に勘案し、相対的に投資魅力度が高いと判断される銘柄群を購入し、相対的に投資魅力度が低いと判断される銘柄群を信用取引により売付けます。その間に生じる騰落率の格差を主な収益源として、株式市場の価格変動リスクを抑制しつつ、運用します。 ・運用にあたっては、無担保コール翌日物レートをベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果を目指します。 ・なお、資金動向、市況動向等によって上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	・日本の金融商品取引所に上場されている株式を主要な投資対象とします。
委託会社等	MU投資顧問株式会社

ファンド名	MUIクオンツ・ベータヘッジ高配当利回り型マザーファンド
投資態度	・高配当利回りの現物株に投資しつつ、先物によるショートポジションを用いることで日本株との市場感応度を抑制し、安定的な収益獲得を狙います。 ・運用にあたっては、無担保コール翌日物レートをベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果を目指します。 ・なお、資金動向、市況動向等によって、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	・日本の金融商品取引所に上場されている株式を主要な投資対象とします。
委託会社等	MU投資顧問株式会社

ファンド名	グローバル社債ファンド T（適格機関投資家専用）
投資態度	・グローバル社債マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界各国の社債に分散投資を行うことにより、安定した収益の確保および投資信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。 ・当ファンドのベンチマークは、ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合社債インデックス（円ベース）とします。 ・実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ・市況動向、資金動向、投資環境の変化等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資対象	グローバル社債マザーファンド受益証券
委託会社等	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

<「グローバル社債ファンド T（適格機関投資家専用）」が投資対象とするマザーファンド受益証券>

ファンド名	グローバル社債マザーファンド
-------	----------------

投資態度	・世界各国の社債を中心に分散投資を行うことにより、安定した収益の確保および投資信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。 ・運用にあたっては、トップダウンによるマクロ分析等に加え、ボトムアップのファンダメンタルズ分析ならびに計量モデルを活用し、リスク管理を重視しつつ魅力的なリスク・リターン特性を有する社債への投資機会を追求します。 ・当ファンドのベンチマークは、ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合社債インデックス（円ベース）とします。 ・外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ・運用の指図に係る権限を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（米国）およびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド（英国）に委託します。 ・市況動向、資金動向、投資環境の変化等により、上記のような運用ができない場合があります。
委託会社等	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社 運用委託先：モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（米国）およびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド（英国）

上記は投資対象とする投資信託証券の概要であり、今後変更となる場合があります。

- ・ 東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。ＴＯＰＩＸに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の方法の変更、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の停止またはＴＯＰＩＸの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ・ ＪＰＸ日経インデックス４００（配当込み）とは、東京証券取引所の第一部、第二部、マザーズ、ＪＡＳＤＡＱを主たる市場とする普通株式等の中から時価総額、売買代金、ＲＯＥ等を基に原則４００銘柄を選定し算出される株価指数です。
「ＪＰＸ日経インデックス４００」は、株式会社日本取引所グループおよび株式会社東京証券取引所（以下、総称して「ＪＰＸグループ」といいます。）と株式会社日本経済新聞社（以下、「日本経済新聞社」といいます。）によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、ＪＰＸグループと日本経済新聞社は、「ＪＰＸ日経インデックス４００」自体および「ＪＰＸ日経インデックス４００」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
「ＪＰＸ日経インデックス４００」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべてＪＰＸグループと日本経済新聞社に帰属しています。
ファンドは、委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、ＪＰＸグループと日本経済新聞社は、その運用およびファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。
ＪＰＸグループと日本経済新聞社は、「ＪＰＸ日経インデックス４００」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。
ＪＰＸグループと日本経済新聞社は、「ＪＰＸ日経インデックス４００」の構成銘柄、計算方法、その他「ＪＰＸ日経インデックス４００」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・ ＭＳＣＩ日本株最小分散指数（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、Ｊ－ＲＥＩＴを除いた日本株式を対象に、ボラティリティ（価格変動率）が最も小さくなるように各銘柄の構成比率を決定し算出した指数です。
同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- ・ ＮＯＭＵＲＡ—ＢＰＩ総合とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- ・ 東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）とは、東京証券取引所に上場している不動産投資信託全銘柄を対象として算出した東証ＲＥＩＴ指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。
東証ＲＥＩＴ指数の商標に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は東証ＲＥＩＴ指数の内容の変更、公表の停止または商標の変更もしくは使用

の停止を行う権利を有しています。東京証券取引所は東証ＲＥＩＴ指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対して、責任を負いません。

- ・ Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴインデックスとは、Ｓ＆Ｐダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するＳ＆Ｐグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託（ＲＥＩＴ）及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数です。なお、Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴインデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴインデックス（除く日本、配当込み）をもとに、委託会社が計算したものです。

Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴインデックスはS&P Dow Jones Indices LLC（「SPDJI」）の商品であり、これを利用するライセンスが三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に付与されています。Standard & Poor's^(R)

およびS&P^(R)はStandard & Poor's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones^(R)はDow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標であり、これらの商標を利用

するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱ＵＦＪ国際投信株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴインデックスの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

- ・ ブルームバーク商品指数トータルリターン（米ドルベース）とは、ブルームバーク社が公表する、世界の商品（コモディティ）市況の総合的な動きを表すインデックスで、先物取引の委託証拠金等から得られる利子収入を加味したものです。ブルームバーク商品指数トータルリターン（円換算ベース）は、ブルームバーク商品指数トータルリターン（米ドルベース）をもとに、委託会社が計算したものです。

ブルームバーク商品指数（Bloomberg Commodity IndexSM）とは、ブルームバークが公表する、世界の商品（コモディティ）市況の総合的な動きを表すインデックスです。ブルームバーク商品指数

（Bloomberg Commodity IndexSM）およびブルームバーク（Bloomberg^(R)）は、ブルームバーク・ファイナンス・エル・ピー（Bloomberg Finance L.P.）およびその関係会社（以下「ブルームバーク」と総称します。）のサービスマークであり、三菱ＵＦＪ国際投信による一定の目的での利用のためにライセンスされています。ブルームバーク商品指数（Bloomberg Commodity IndexSM）は、ブルームバークとUBSセキュリティーズ・エル・エル・シー（UBS Securities LLC）の間の契約に従ってブルームバークが算出し、配信し、販売するものです。ブルームバーク、ならびにUBSセキュリティーズ・エル・エル・シーおよびその関係会社（以下「UBS」と総称します。）のいずれも、三菱ＵＦＪ国際投信の関係会社ではなく、ブルームバークおよびUBSは、三菱ＵＦＪ国際投信が運用するファンドを承認し、是認し、レビューまたは推奨するものではありません。ブルームバークおよびUBSのいずれも、ブルームバーク商品指数（Bloomberg Commodity IndexSM）に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。

- ・ iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックス（配当込み）とは、東京証券取引所を主たる市場とする普通株式等の中から時価総額、流動性によりスクリーニングされる投資ユニバースのうち、高ROEかつ、財務健全性、キャッシュフロー収益性、利益安定性の3点に着目し、高ROEの継続性を評価して150銘柄を選定し算出される株価指数です。

iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックス（配当込み）は、三菱ＵＦＪ信託銀行が有するアクティブ運用機関としてのノウハウとSTOXXリミテッド（以下「STOXX社」）が有する指数提供機関としての経験を活用し、両社で共同開発したものです。2001年6月18日の時価総額を100として、STOXX社が算出・公表しています。

STOXX社は、iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックス及びそれに含まれるデータの発行元です。STOXX社は、資料に掲載した情報の作成に何ら関与するものではなく、かつ資料に掲載した情報、又はiSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックス若しくはそのデータに関するエラー、遺漏若しくは中断について、何ら保証するものではなく、（過失の有無を問わず）いかなる責任も負うものではありません。これらについては、正確性、妥当性、正当性、完全性、適時性及び目的への適合性を含みますが、これらに限定されません。STOXX社に關係する情報の流布又は再配信は、一切禁止されています。

- ・ FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券イン

デックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

- ・ M S C I コクサイ・インデックス（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。

M S C I コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）は、M S C I コクサイ・インデックス（配当込み、米ドルベース）をもとに、委託会社が計算したものです。

M S C I コクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

- ・ M S C I コクサイ最小分散指数（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国を対象に、ボラティリティ（価格変動率）が最も小さくなるように各銘柄の構成比率を決定し算出した指数です。

M S C I コクサイ最小分散指数（J P Y）（配当込み、円換算ベース）は、M S C I コクサイ最小分散指数（配当込み）をもとに、委託会社が計算したものです。

同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

- ・ M S C I コクサイ・クオリティ指数（配当込み）とは、M S C I Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国を対象に、R O Eの高さ、利益成長の安定性、財務の健全性等に着目して選定した銘柄で構成されています。

M S C I コクサイ・クオリティ指数（配当込み、円換算ベース）は、M S C I コクサイ・クオリティ指数（配当込み）をもとに、委託会社が計算したものです。

同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

- ・ M S C I エマージング・マーケット・インデックス（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。

M S C I エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）は、M S C I エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドルベース）をもとに、委託会社が計算したものです。

また、M S C I エマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

- ・ F T S E 世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。F T S E 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）は、F T S E 世界国債インデックス（除く日本）・データに基づき当社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

- ・ J P モルガン G B I - E M グローバル・ダイバーシファイドとは、J . P . モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。

J P モルガン G B I - E M グローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）とは、J . P . モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している J P モルガン G B I - E M グローバル・ダイバーシファイド（ドルベース）をもとに、委託会社が計算したものです。当指数の著作権は J . P . モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

- ・ M S C I ジャパン E S G セレクト・リーダーズ指数（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、業種内において相対的にESG（環境、社会、ガバナンス）評価が優れた企業で構成されています。

同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

- ・ N O M U R A - B P I 国債 超長期（11年-）とは、野村證券株式会社が発表している日本国が発行した固定利付債（個人向けは対象外）の残存期間11年以上の債券のパフォーマンスインデックスで、

NOMURA - B P I 国債のサブインデックスです。

当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

- ・ M S C I ワールド・インデックス（円換算ベース）とは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の先進国で構成されています。

M S C I ワールド・インデックス（円換算ベース）に対する著作権およびその他知的財産権はすべて M S C I Inc. に帰属します。

- ・ ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。
- ・ 無担保コール翌日物レートとは、金融機関同士が短期資金の貸借を行うコール市場において、翌日返済とした無担保取引の際の金利をいいます。
- ・ ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合社債インデックスとは、ブルームバーグが算出する世界の投資適格社債の値動きを表す指数です。ブルームバーグ（BLOOMBERG）は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー（Bloomberg Finance L.P.）の商標およびサービスマークです。バークレイズ（BARCLAYS）は、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシー（Barclays Bank Plc）の商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックス（BLOOMBERG BARCLAYS INDICES）に対する一切の独占的権利を有しています。

<訂正後>

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．約束手形
 - ハ．金銭債権

- 2．次に掲げる特定資産以外の資産

- イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。

- 1．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 2．コマーシャル・ペーパー
- 3．外国または外国の者の発行する証券または証書で、2．の証券の性質を有するもの
- 4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

なお、1．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

< 投資対象とする投資信託証券の概要 >

ファンド名	ＴＯＰＩＸマザーファンド
基本方針	この投資信託は、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）と連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	東京証券取引所第一部 [*] に上場されている株式を主要投資対象とします。 * 2022年4月4日以降、東京証券取引所の市場区分見直しに伴い「東京証券取引所」に変更となります。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	ＪＰＸ日経４００インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、ＪＰＸ日経インデックス４００（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	日本株インカム・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。
投資対象	わが国の株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	日本株オープン「３５」マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。
投資対象	わが国の株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	日本・小型株・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。
投資対象	わが国の株式（金融商品取引所上場および店頭登録株式）を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	日本株式最小分散インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、ＭＳＣＩ日本株最小分散指数（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	ジャパン・アクティブ・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。
投資対象	わが国の株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	日本株ＥＳＧアクティブマザーファンド
基本方針	この投資信託は、主として中長期的な値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
投資対象	わが国の株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	日本債券インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合に採用されている公社債を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。
投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	先進国高格付国債マザーファンド
基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
投資対象	日本を含む先進国の国債等を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社 運用委託先：三菱ＵＦＪアセット・マネジメント（ＵＫ）

ファンド名	ショートデュレーション円インカムマザーファンド
基本方針	この投資信託は、利子収益の確保および中長期的な値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
投資対象	日本を含む先進国の債券等を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	東証ＲＥＩＴ指数マザーファンド
基本方針	この投資信託は、東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）と連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）に採用されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	MUAM G－REITマザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	S＆P先進国REITインデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）に採用されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	コモディティインデックスマザーファンド
-------	---------------------

基本方針	この投資信託は、ブルームバーグ商品指数トータルリターン（円換算ベース）に概ね連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	商品（コモディティ）を実質的な投資対象資産とする上場投資信託証券を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	日本株マーケットニュートラル・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
投資対象	わが国の株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	先進国ロング・ショート戦略マザーファンド
基本方針	この投資信託は、特定の市場に左右されることなく収益の獲得をめざして運用を行います。
投資対象	日本国債および先進国の債券先物取引、株価指数先物取引に係る権利を主要投資対象とします。また、外国為替予約取引も積極的に活用します。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	JAPAN クオリティ150インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックス（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ダイバーシファイド・リターン・円ファンド - クラスB・円・アキュムレーション
投資態度	- 世界の株式、債券、適格集団投資スキーム、その他譲渡性証券、短期金融商品、現金同等物およびデリバティブ等の幅広い資産への投資を通じて、株式市場より低いリスクで長期的な値上がり益の獲得をめざします。 - 資産配分については、市況環境の変化に応じて柔軟に変更します。また、異なる資産クラスに分散投資することにより、ファンド全体の変動性を抑制することをめざします。
主な投資対象	株式、債券、適格集団投資スキーム、その他譲渡性証券、短期金融商品、現金同等物およびデリバティブ等の幅広い資産
委託会社等	投資運用会社：ベイリー・ギフォード・インベストメント・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド

ファンド名	ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンド - クラスB・JPY・アキュムレーション
投資態度	日本を含む世界各国（新興国を含みます。）の株式等（DR（預託証券）を含みます。以下同じ。）のうち、持続可能であらゆる人々を受容する世界の実現に向け、好ましい社会的インパクトをもたらす製品、サービスの提供や、かかる事業活動を公正かつ誠実に実施する企業の株式等への投資を行い、長期的な信託財産の成長をめざします。
主な投資対象	日本を含む世界各国の株式等
委託会社等	投資運用会社：ベイリー・ギフォード・インベストメント・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド

ファンド名	アドバンスト・バランス（FOFs用）（適格機関投資家限定） （三菱ＵＦＪアドバンスト・バランス（安定型）のみ投資対象としています。） アドバンスト・バランス（FOFs用）（適格機関投資家限定） （三菱ＵＦＪアドバンスト・バランス（安定成長型）のみ投資対象としています。）
-------	--

基本方針	この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。
投資対象	日本を除く世界各国の株式および債券を実質的な主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

＜「アドバンスト・バランス（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）」および「アドバンスト・バランス（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）」が投資対象とするマザーファンド受益証券＞

ファンド名	MUAM ヘッジ付外国債券オープンマザーファンド
基本方針	この投資信託は、世界主要国の公社債（日本を除く）を主要投資対象とし、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）を中長期的に上回る投資成果を目指して運用を行います。
投資対象	世界主要国の公社債（日本を除く）を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	フランス国債7-10年ラダーマザーファンド
基本方針	この投資信託は、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
投資対象	フランスの国債を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	ヘッジ付スペイン国債7-10年ラダーマザーファンド
基本方針	この投資信託は、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
投資対象	スペインの国債を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	外国株式インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に採用されている株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	好配当海外株マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。
投資対象	わが国を除く世界主要国の株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	先進国株式最小分散インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、MSCIコクサイ最小分散指数（ＪＰＹ）（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	日本を除く先進国の株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	先進国株式クオリティ・インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、MSCIコクサイ・クオリティ指数（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	日本を除く先進国の株式を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	外国債券インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている国債を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	新興国株式インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、MSCIEマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動した投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	新興国の株式等（DR（預託証券）を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	新興国債券インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、JPモルガンGBI-E Mグローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	新興国の現地通貨建ての公社債を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	アドバンスト・バランス（FOFs用）（適格機関投資家限定） （三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定型）のみ投資対象としています。） アドバンスト・バランス（FOFs用）（適格機関投資家限定） （三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定成長型）のみ投資対象としています。）
基本方針	この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および利子収益の確保をめざして運用を行います。
投資対象	日本を含む世界各国の株式および債券を実質的な主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

＜「アドバンスト・バランス（FOFs用）（適格機関投資家限定）」および「アドバンスト・バランス（FOFs用）（適格機関投資家限定）」が投資対象とするマザーファンド受益証券＞

ファンド名	ジャパンESGセレクト・リーダーズインデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、MSCI ジャパンESGセレクト・リーダーズ指数（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	日本超長期国債インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、NOMURA-BPI国債 超長期（11-）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
投資対象	わが国の国債を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

ファンド名	AMP グローバル・インフラ債券ファンド＜為替ヘッジあり＞（FOFs用）（適格機関投資家限定）
基本方針	この投資信託は、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
投資対象	AMP グローバル・インフラ債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

＜「AMP グローバル・インフラ債券ファンド＜為替ヘッジあり＞（FOFs用）（適格機関投資家限定）」が投資対象とするマザーファンド受益証券＞

ファンド名	AMP グローバル・インフラ債券マザーファンド
基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
投資対象	世界のインフラ関連企業が発行する米ドル建て債券を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社 運用委託先：AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド

ファンド名	A M P グローバル・インフラ株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）
基本方針	この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および配当収益の確保をめざして運用を行います。
投資対象	A M P グローバル・インフラ株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

＜「ＡＭＰ グローバル・インフラ株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）」が投資対象とするマザーファンド受益証券＞

ファンド名	A M P グローバル・インフラ株式マザーファンド
基本方針	この投資信託は、中長期的な値上がり益の獲得および配当収益の確保をめざして運用を行います。
投資対象	世界各国（除く日本）のインフラ関連企業の株式等（預託証券および投資信託証券等を含むことがあります。以下同じ。）を主要投資対象とします。
委託会社等	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社 運用委託先：ＡＭＰキャピタル・インベスターズ・リミテッド

ファンド名	グローバル・フランチャイズ・ファンド Ｍ－２（適格機関投資家専用）
投資態度	・グローバル・フランチャイズ・マザーファンド 受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式（預託証券を含みます。以下同じ。）に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長をめざします。 ・有力な無形資産（特許、著作権、ブランド等）を有し、中長期的に株主価値の高い成長をもたらすことが期待される企業を厳選して投資を行います。 ・ＭＳＣＩワールド・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。ただし、ベンチマークからの乖離を低減することには重点をおきません。 ・実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ・資金状況、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合もあります。
主な投資対象	グローバル・フランチャイズ・マザーファンド
委託会社等	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

＜「グローバル・フランチャイズ・ファンド Ｍ－２（適格機関投資家専用）」が投資対象とするマザーファンド受益証券＞

ファンド名	グローバル・フランチャイズ・マザーファンド
投資態度	主として日本を含む世界各国の株式（預託証券を含みます。）に投資を行います。 有力な無形資産（特許、著作権、ブランド等）を有し、中長期的に株主価値の高い成長をもたらすことが期待される企業を厳選し、原則として20銘柄から40銘柄程度に集中投資を行います。 投資先企業は、主として以下のような視点に基づいて選定を行います。 ・優れたフランチャイズ、有力な無形資産 ・グローバルな成長性 ・資本出資を伴わずに成長するビジネス ・潤沢なキャッシュ・フローに支えられた反復性のあるビジネス ・高い利払い負担能力を有する強固な財務基盤 ・卓越した経営能力 ＭＳＣＩワールド・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。ただし、ベンチマークからの乖離を低減することには重点を置きません。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 運用の指図に係る権限をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
投資対象	世界各国の株式を主要投資対象とします。
委託会社等	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社 運用委託先：モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド（英国）

ファンド名	MUIジャジメンタルL/S「バランス型」ファンド1（適格機関投資家向け）
投資態度	・マザーファンド受益証券を主要投資対象として、実質的にわが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）に投資します。なお、株式等に直接投資する場合があります。 ・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。 ・運用にあたっては、無担保コール翌日物レートをベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果を目指します。 ・資金動向、市況動向等によって上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	・MUIが運用するマザーファンド受益証券のうち、本ファンドの運用戦略を行なうために必要と認められる上記に定めるマザーファンド受益証券（以下「指定マザーファンド受益証券」といいます。）に投資を行なうことを基本とします。 ・なお、指定マザーファンド受益証券は見直されることがあります。この際、指定マザーファンド受益証券として指定されていたマザーファンド受益証券が指定から外れたり、新たなマザーファンド受益証券が指定マザーファンド受益証券として指定されたりする場合もあります。
委託会社等	MUI投資顧問株式会社

＜「MUIジャジメンタルL/S「バランス型」ファンド1（適格機関投資家向け）」が投資対象とするマザーファンド受益証券＞

ファンド名	MUIジャジメンタルL/S「バリュー」マザーファンド
投資態度	・日本の市場に上場されている株式等の中から、企業の収益成長性や割安度等を総合的に勘案し、相対的に投資魅力度が高いと判断される銘柄群を購入し、また、相対的に投資魅力度が低いと判断される銘柄群を信用取引により売付けします。また、株式市場全体の変動に起因する信託財産の価格変動リスクを低減するため、株価指数先物を売建てることがあります。 ・運用にあたっては、無担保コール翌日物レートをベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。 ・なお、市況動向、資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	・日本の市場に上場されている株式を主要な投資対象とします。
委託会社等	MUI投資顧問株式会社

ファンド名	MUIベータ戦略型シングル・アルファマザーファンド
投資態度	・弊社独自開発モデル（RIM）により算出した「本来の企業価値」（理論株価）をもとに割安度を判断し、割安度とリスクに応じた銘柄選択を行うことで、安定した超過収益の獲得を目指します。クオンツアプローチにより、高い一貫性と客観的な銘柄評価を兼ね備えた運用を目指します。 ・株式市場全体の変動に起因する信託財産の価格変動リスクを低減するため、株価指数先物を売建てることがあります。 ・運用にあたっては、無担保コール翌日物レートをベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果を目指します。 ・なお、市況動向、資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	・日本の金融商品取引所に上場されている株式を主要な投資対象とします。
委託会社等	MUI投資顧問株式会社

ファンド名	MUIジャジメンタルL/S「インフラ資源」マザーファンド
投資態度	・日本の市場に上場されている株式等の中から、インフラ資源関連セクターを中心に、企業の収益成長性や割安度等を総合的に勘案し、相対的に投資魅力度が高いと判断される銘柄群を購入し、また、相対的に投資魅力度が低いと判断される銘柄群を信用取引により売付けします。その間に生じる騰落率の格差を主な収益源として、株式市場の価格変動リスクを抑制しつつ、運用します。 ・運用にあたっては、無担保コール翌日物レートをベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果を目指します。 ・なお、市況動向、資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	・日本の市場に上場されている株式を主要な投資対象とします。
委託会社等	MUI投資顧問株式会社

ファンド名	MUIジャジメンタルL/S「金融」マザーファンド
-------	--------------------------

投資態度	・日本の市場に上場されている株式等の中から、金融関連セクターを中心に、企業の収益成長性や割安度等を総合的に勘案し、相対的に投資魅力度が高いと判断される銘柄群を購入し、また、相対的に投資魅力度が低いと判断される銘柄群を信用取引により売付けします。その間に生じる騰落率の格差を主な収益源として、株式市場の価格変動リスクを抑制しつつ、運用します。 ・運用にあたっては、無担保コール翌日物レートをベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果を目指します。 ・なお、市況動向、資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	・日本の市場に上場されている株式を主要な投資対象とします。
委託会社等	MU投資顧問株式会社

ファンド名	MUIジャジメンタルL/S「テック」マザーファンド
投資態度	・日本の金融商品取引所に上場されている株式等の中から、テクノロジー関連セクターを中心に、企業の収益成長性や割安度等を総合的に勘案し、相対的に投資魅力度が高いと判断される銘柄群を購入し、相対的に投資魅力度が低いと判断される銘柄群を信用取引により売付けます。その間に生じる騰落率の格差を主な収益源として、株式市場の価格変動リスクを抑制しつつ、運用します。 ・運用にあたっては、無担保コール翌日物レートをベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果を目指します。 ・なお、資金動向、市況動向等によって上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	・日本の金融商品取引所に上場されている株式を主要な投資対象とします。
委託会社等	MU投資顧問株式会社

ファンド名	MUIクオンツ・ベータヘッジ高配当利回り型マザーファンド
投資態度	・高配当利回りの現物株に投資しつつ、先物によるショートポジションを用いることで日本株との市場感応度を抑制し、安定的な収益獲得を狙います。 ・運用にあたっては、無担保コール翌日物レートをベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果を目指します。 ・なお、資金動向、市況動向等によって、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	・日本の金融商品取引所に上場されている株式を主要な投資対象とします。
委託会社等	MU投資顧問株式会社

ファンド名	グローバル社債ファンド T（適格機関投資家専用）
投資態度	・グローバル社債マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界各国の社債に分散投資を行うことにより、安定した収益の確保および投資信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。 ・当ファンドのベンチマークは、ブルームバーグ・グローバル総合社債インデックス（円ベース）とします。 ・実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ・市況動向、資金動向、投資環境の変化等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資対象	グローバル社債マザーファンド受益証券
委託会社等	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

<「グローバル社債ファンド T（適格機関投資家専用）」が投資対象とするマザーファンド受益証券>

ファンド名	グローバル社債マザーファンド
-------	----------------

投資態度	・世界各国の社債を中心に分散投資を行うことにより、安定した収益の確保および投資信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。 ・運用にあたっては、トップダウンによるマクロ分析等に加え、ボトムアップのファンダメンタルズ分析ならびに計量モデルを活用し、リスク管理を重視しつつ魅力的なリスク・リターン特性を有する社債への投資機会を追求します。 ・当ファンドのベンチマークは、ブルームバーグ・グローバル総合社債インデックス（円ベース）とします。 ・外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ・運用の指図に係る権限を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（米国）およびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド（英国）に委託します。 ・市況動向、資金動向、投資環境の変化等により、上記のような運用ができない場合があります。
委託会社等	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社 運用委託先：モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（米国）およびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド（英国）

上記は投資対象とする投資信託証券の概要であり、今後変更となる場合があります。

- ・ 東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により東京証券取引所が算出する株価指数です。ＴＯＰＩＸに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の方法の変更、ＴＯＰＩＸの算出もしくは公表の停止またはＴＯＰＩＸの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ・ ＪＰＸ日経インデックス４００（配当込み）とは、東京証券取引所の第一部、第二部、マザーズ、ＪＡＳＤＡＱを主たる市場とする普通株式等の中から時価総額、売買代金、ＲＯＥ等を基に原則４００銘柄を選定し算出される株価指数です。
「ＪＰＸ日経インデックス４００」は、株式会社日本取引所グループおよび株式会社東京証券取引所（以下、総称して「ＪＰＸグループ」といいます。）と株式会社日本経済新聞社（以下、「日本経済新聞社」といいます。）によって独自に開発された手法によって算出される著作物であり、ＪＰＸグループと日本経済新聞社は、「ＪＰＸ日経インデックス４００」自体および「ＪＰＸ日経インデックス４００」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
「ＪＰＸ日経インデックス４００」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべてＪＰＸグループと日本経済新聞社に帰属しています。
ファンドは、委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、ＪＰＸグループと日本経済新聞社は、その運用およびファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。
ＪＰＸグループと日本経済新聞社は、「ＪＰＸ日経インデックス４００」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。
ＪＰＸグループと日本経済新聞社は、「ＪＰＸ日経インデックス４００」の構成銘柄、計算方法、その他「ＪＰＸ日経インデックス４００」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・ ＭＳＣＩ日本株最小分散指数（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、Ｊ－ＲＥＩＴを除いた日本株式を対象に、ボラティリティ（価格変動率）が最も小さくなるように各銘柄の構成比率を決定し算出した指数です。
同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- ・ NOMURA—ＢＰＩ総合とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- ・ 東証ＲＥＩＴ指数（配当込み）とは、東京証券取引所に上場している不動産投資信託全銘柄を対象として算出した東証ＲＥＩＴ指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。
東証ＲＥＩＴ指数の商標に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は東京証券取引所に帰属し

ます。東京証券取引所は東証ＲＥＩＴ指数の内容の変更、公表の停止または商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。東京証券取引所は東証ＲＥＩＴ指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対して、責任を負いません。

- ・ Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴインデックスとは、Ｓ＆Ｐダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するＳ＆Ｐグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託（ＲＥＩＴ）及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数です。なお、Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴインデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴインデックス（除く日本、配当込み）をもとに、委託会社が計算したものです。

Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴインデックスはS&P Dow Jones Indices LLC（「SPDJ」）の商品であり、これを利用するライセンスが三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に付与されています。Standard & Poor's^(R)

およびS&P^(R)はStandard & Poor's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones^(R)

はDow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱ＵＦＪ国際投信株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴインデックスの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

- ・ ブルームバーク商品指数トータルリターン（米ドルベース）とは、ブルームバーク社が公表する、世界の商品（コモディティ）市況の総合的な動きを表すインデックスで、先物取引の委託証拠金等から得られる利子収入を加味したものです。ブルームバーク商品指数トータルリターン（円換算ベース）は、ブルームバーク商品指数トータルリターン（米ドルベース）をもとに、委託会社が計算したものです。

ブルームバーク商品指数（Bloomberg Commodity IndexSM）とは、ブルームバークが公表する、世界の商品（コモディティ）市況の総合的な動きを表すインデックスです。ブルームバーク商品指数

（Bloomberg Commodity IndexSM）およびブルームバーク（Bloomberg^(R)）は、ブルームバーク・ファイナンス・エル・ピー（Bloomberg Finance L.P.）およびその関係会社（以下「ブルームバーク」と総称します。）のサービスマークであり、三菱ＵＦＪ国際投信による一定の目的での利用のためにライセンスされています。ブルームバーク商品指数（Bloomberg Commodity IndexSM）は、ブルームバークとUBSセキュリティーズ・エル・エル・シー（UBS Securities LLC）の間の契約に従ってブルームバークが算出し、配信し、販売するものです。ブルームバーク、ならびにUBSセキュリティーズ・エル・エル・シーおよびその関係会社（以下「UBS」と総称します。）のいずれも、三菱ＵＦＪ国際投信の関係会社ではなく、ブルームバークおよびUBSは、三菱ＵＦＪ国際投信が運用するファンドを承認し、是認し、レビューしまたは推奨するものではありません。ブルームバークおよびUBSのいずれも、ブルームバーク商品指数（Bloomberg Commodity IndexSM）に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。

- ・ iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックス（配当込み）とは、東京証券取引所を主たる市場とする普通株式等の中から時価総額、流動性によりスクリーニングされる投資ユニバースのうち、高ROEかつ、財務健全性、キャッシュフロー収益性、利益安定性の3点に着目し、高ROEの継続性を評価して150銘柄を選定し算出される株価指数です。

iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックス（配当込み）は、三菱ＵＦＪ信託銀行が有するアクティブ運用機関としてのノウハウとSTOXXリミテッド（以下「STOXX社」）が有する指数提供機関としての経験を活用し、両社で共同開発したものです。2001年6月18日の時価総額を100として、STOXX社が算出・公表しています。

STOXX社は、iSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックス及びそれに含まれるデータの発行元です。STOXX社は、資料に掲載した情報の作成に何ら関与するものではなく、かつ資料に掲載した情報、又はiSTOXX MUTB JAPAN クオリティ150インデックス若しくはそのデータに関するエラー、遺漏若しくは中断について、何ら保証するものではなく、（過失の有無を問わず）いかなる責任も負うものではありません。これらについては、正確性、妥当性、正当性、完全性、適時性及び目的への適合性を含みますが、これらに限定されません。STOXX社に關係する情報の流布又は再配信は、一切禁止されています。

- ・ FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCによ

り運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

- ・ M S C I コクサイ・インデックス（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。

M S C I コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）は、M S C I コクサイ・インデックス（配当込み、米ドルベース）をもとに、委託会社が計算したものです。

M S C I コクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

- ・ M S C I コクサイ最小分散指数（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国を対象に、ボラティリティ（価格変動率）が最も小さくなるように各銘柄の構成比率を決定し算出した指数です。

M S C I コクサイ最小分散指数（J P Y）（配当込み、円換算ベース）は、M S C I コクサイ最小分散指数（配当込み）をもとに、委託会社が計算したものです。

同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

- ・ M S C I コクサイ・クオリティ指数（配当込み）とは、M S C I Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国を対象に、R O Eの高さ、利益成長の安定性、財務の健全性等に着目して選定した銘柄で構成されています。

M S C I コクサイ・クオリティ指数（配当込み、円換算ベース）は、M S C I コクサイ・クオリティ指数（配当込み）をもとに、委託会社が計算したものです。

同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

- ・ M S C I エマージング・マーケット・インデックス（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。

M S C I エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）は、M S C I エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドルベース）をもとに、委託会社が計算したものです。

また、M S C I エマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

- ・ F T S E 世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。F T S E 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）は、F T S E 世界国債インデックス（除く日本）・データに基づき当社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

- ・ J P モルガン G B I - E M グローバル・ダイバーシファイドとは、J . P . モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。

J P モルガン G B I - E M グローバル・ダイバーシファイド（円換算ベース）とは、J . P . モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している J P モルガン G B I - E M グローバル・ダイバーシファイド（ドルベース）をもとに、委託会社が計算したものです。当指数の著作権は J . P . モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

- ・ M S C I ジャパン E S G セレクト・リーダーズ指数（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、業種内において相対的にESG（環境、社会、ガバナンス）評価が優れた企業で構成されています。

同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

- ・ N O M U R A - B P I 国債 超長期（11-）とは、野村證券株式会社が発表している日本国が発行し

た固定利付債（個人向けは対象外）の残存期間11年以上の債券のパフォーマンスインデックスで、NOMURA - BPI国債のサブインデックスです。

当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

- ・ MSCIワールド・インデックス（円換算ベース）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の先進国で構成されています。

MSCIワールド・インデックス（円換算ベース）に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

- ・ ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。
- ・ 無担保コール翌日物レートとは、金融機関同士が短期資金の貸借を行うコール市場において、翌日返済とした無担保取引の際の金利をいいます。
- ・ ブルームバーグ・グローバル総合社債インデックスとは、ブルームバーグが算出する世界の投資適格社債の値動きを表す指数です。ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社（以下「ブルームバーグ」と総称します。）のサービスマークです。ブルームバーグの指数はブルームバーグが算出し、配信し、販売するものです。ブルームバーグは、ブルームバーグの指数に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性を保証するものではありません。

3【投資リスク】

<更新後>

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

**価格変動
リスク**

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動します。また、不動産投資信託証券の価格は、保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減により変動し、コモディティの価格は需給関係や為替、金利の変化等により変動し、デリバティブ取引の価格は金利変動、株価変動、為替変動等により変動します。また、ヘッジファンドのパフォーマンスは運用者の運用能力に大きく依存するため、市場動向に関わらず損失が発生する場合があります。そのため、ファンドはそれらの影響を受け組入投資信託証券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

**為替変動
リスク**

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

なお、投資対象とする投資信託証券の一部については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

ペイリー・ギフォード・ワールドワイド・ダイバーシファイド・リターン・円ファンドークラスB・円・アキュムレーションの組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図る場合があります。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

**流動性
リスク**

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。また、不動産投資信託証券や上場投資信託証券(ETF)は、株式と比べ市場規模が小さく、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

**カントリー・
リスク**

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
 - 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下することがあります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほ

か、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

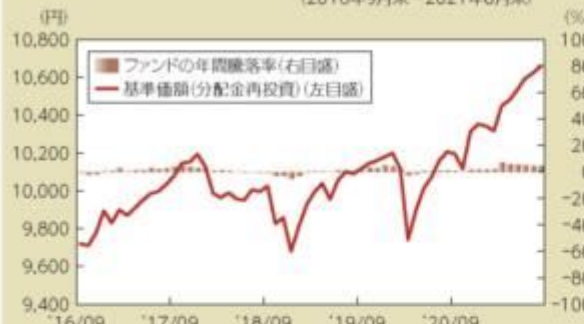
■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

三菱UFJ アドバンスト・バランス(安定型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2016年9月末～2021年8月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2016年9月末～2021年8月末)

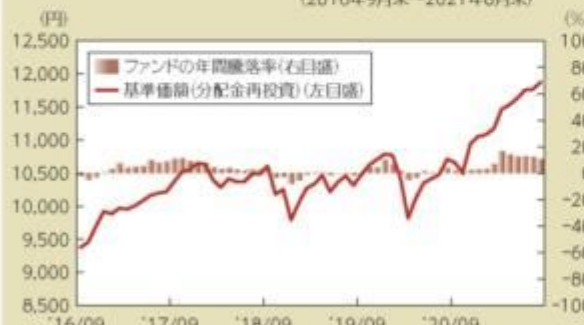


- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

三菱UFJ アドバンスト・バランス(安定成長型)

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2016年9月末～2021年8月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2016年9月末～2021年8月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により東京証券取引所が算出する株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<更新後>

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.43%（税抜1.3%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）
上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
-----	--------	----------------

委託会社	0.75%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.5%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.05%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率（概算値）は、次の通りとなります。

実質的な信託報酬率（概算値）	うち投資信託証券に係る率
年1.43%～1.68%（税込）程度	年0%～0.25%（税込）程度

（注）上記概算値は、投資対象とする投資信託証券における信託報酬率を含めた実質的な信託報酬率を算出したものです（2021年11月5日現在）。各投資信託証券への投資比率が変動する可能性や投資信託証券の変更の可能性があること、また別途成功報酬がかかる投資信託証券が含まれていることから、実質的な信託報酬率は変動します。したがって事前に固定の料率、上限額等を表示することはできません。ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬率には消費税等相当額はかかりません。

なお、上場投資信託（リート）は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

< 投資信託証券の信託報酬率 >

投資信託証券の名称	信託報酬率（税抜）
ＴＯＰＩＸマザーファンド	-
ＪＰＸ日経４００インデックスマザーファンド	-
日本株インカム・マザーファンド	-
日本株オープン「３５」マザーファンド	-
日本・小型株・ファンド・マザーファンド	-
日本株式最小分散インデックスマザーファンド	-
ジャパン・アクティブ・マザーファンド	-
日本株ＥＳＧアクティブマザーファンド	-
日本債券インデックスマザーファンド	-
三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド	-
先進国高格付国債マザーファンド	外部委託報酬：純資産総額の年 0.125%以内
ショートデュレーション円インカムマザーファンド	-
東証ＲＥＩＴ指数マザーファンド	-
MUAM G-REITマザーファンド	-
コモディティインデックスマザーファンド	-
日本株マーケットニュートラル・マザーファンド	-
先進国ロング・ショート戦略マザーファンド	-
JAPAN クオリティ１５０インデックスマザーファンド	-
ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ダイバーシファイド・リターン・円ファンド・クラスＢ・円・アキュムレーション	年0.555%
ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンド・クラスＢ・ＪＰＹ・アキュムレーション	年0.61%以内
アドバンスト・バランス（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	年0.006%
アドバンスト・バランス（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	年0.006%
MUAM ヘッジ付外国債券オープンマザーファンド	-
フランス国債7-10年ラダーマザーファンド	-
ヘッジ付スペイン国債7-10年ラダーマザーファンド	-
外国株式インデックスマザーファンド	-

好配当海外株マザーファンド	-
先進国株式最小分散インデックスマザーファンド	-
先進国株式クオリティ・インデックスマザーファンド	-
外国債券インデックスマザーファンド	-
新興国株式インデックスマザーファンド	-
新興国債券インデックスマザーファンド	-
アドバンスト・バランス（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	年0.006%
アドバンスト・バランス（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	年0.006%
ジャパンＥＳＧセレクト・リーダーズインデックスマザーファンド	-
日本超長期国債インデックスマザーファンド	-
ＡＭＰ グローバル・インフラ債券ファンド＜為替ヘッジあり＞（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	年0.336% 外部委託報酬：マザーファンドの純資産総額の年0.33%
ＡＭＰ グローバル・インフラ債券マザーファンド	-
ＡＭＰ グローバル・インフラ株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	年0.506% 外部委託報酬：マザーファンドの純資産総額の年0.5%以内
ＡＭＰ グローバル・インフラ株式マザーファンド	-
グローバル・フランチャイズ・ファンド Ｍ－２（適格機関投資家専用）	年0.776% （マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を含みます。）
グローバル・フランチャイズ・マザーファンド	-
ＭＵＩ ジャジメンタルＬ／Ｓ「バランス型」ファンド１（適格機関投資家向け）	年0.82%＋成功報酬 [*]
ＭＵＩ ジャジメンタルＬ／Ｓ「バリュー」マザーファンド	-
ＭＵＩ ベータ戦略型シングル・アルファマザーファンド	-
ＭＵＩ ジャジメンタルＬ／Ｓ「インフラ資源」マザーファンド	-
ＭＵＩ ジャジメンタルＬ／Ｓ「金融」マザーファンド	-
ＭＵＩ ジャジメンタルＬ／Ｓ「テック」マザーファンド	-
ＭＵＩ クオント・ベータヘッジ高配当利回り型マザーファンド	-
グローバル社債ファンド Ｔ（適格機関投資家専用）	年0.34%以内
グローバル社債マザーファンド	-

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかる場合があります。

* 運用実績によっては成功報酬（実績報酬）が別途かかります。

上記の信託報酬率は、今後変更となる場合があります。上記の他、監査費用等の諸費用が別途かかります。申込手数料はかかりません。

（５）【課税上の取扱い】

< 訂正前 >

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2021年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となり

ます。

上記は2021年8月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定型）】

（１）【投資状況】

令和 3年 8月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	947,620,096	46.10
投資証券	アイルランド	167,681,016	8.16
親投資信託受益証券	日本	938,523,208	45.66
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	1,831,069	0.08
純資産総額		2,055,655,389	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年 8月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	アドバンスト・バランス（ＦＯＦ s用）（適格機関投資家限定）	336,681,598	1.1681	393,277,774	1.2418	418,091,208	20.34
日本	親投資信託受益証券	ショートデュレーション円インカム マザーファンド	212,980,561	0.9703	206,655,039	0.9688	206,335,567	10.04
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマ ザーファンド	126,221,028	1.4647	184,875,939	1.4752	186,201,260	9.06
アイル ランド	投資証券	ベイリー・ギフォード・ワールドワ イド・ダイバーシファイド・リター ン・円ファンド・クラスＢ・円・ア キュムレーション	115,491.87	1,275.18	147,272,922	1,343.8732	155,206,428	7.55
日本	親投資信託受益証券	先進国ロング・ショート戦略マザー ファンド	151,431,684	1.0083	152,693,888	1.0120	153,248,864	7.45
日本	投資信託受益証券	アドバンスト・バランス（ＦＯＦ s用）（適格機関投資家限定）	144,898,572	1.0006	145,000,000	1.0105	146,420,007	7.12
日本	親投資信託受益証券	日本債券インデックスマザーファン ド	97,813,407	1.3438	131,441,657	1.3515	132,194,819	6.43
日本	投資信託受益証券	ＡＭＰ グローバル・インフラ債券 ファンド＜為替ヘッジあり＞（ＦＯ Ｆs用）（適格機関投資家限定）	108,093,829	1.1628	125,695,936	1.1885	128,469,515	6.25

日本	投資信託受益証券	MU I ジャジメンタル L / S 「バランス型」ファンド 1（適格機関投資家向け）	119,034,356	1.0406	123,867,150	1.0462	124,533,743	6.06
日本	投資信託受益証券	グローバル社債ファンド T（適格機関投資家専用）	82,139,488	1.2167	99,939,115	1.2781	104,982,479	5.11
日本	親投資信託受益証券	日本株マーケットニュートラル・マザーファンド	52,211,459	1.4337	74,855,569	1.4123	73,738,243	3.59
日本	親投資信託受益証券	T O P I X マザーファンド	20,539,362	2.1330	43,810,460	2.2370	45,946,552	2.24
日本	親投資信託受益証券	日本株インカム・マザーファンド	9,263,027	2.2095	20,466,658	2.3719	21,970,973	1.07
日本	親投資信託受益証券	先進国高格付国債マザーファンド	17,020,106	1.1589	19,724,600	1.1503	19,578,227	0.95
日本	投資信託受益証券	グローバル・フランチャイズ・ファンド M - 2（適格機関投資家専用）	10,047,862	1.3729	13,794,709	1.6411	16,489,546	0.80
日本	親投資信託受益証券	MUAM G - R E I T マザーファンド	7,051,165	1.6882	11,903,776	2.1584	15,219,234	0.74
日本	親投資信託受益証券	日本・小型株・ファンド・マザーファンド	1,416,626	8.3316	11,802,761	8.9927	12,739,292	0.62
アイルランド	投資証券	バイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンド - クラス B ・ J P Y ・ アキュムレーション	10,334,485	967.63	10,000,000	1,207.0837	12,474,588	0.61
日本	親投資信託受益証券	東証 R E I T 指数マザーファンド	2,964,387	3.2191	9,542,658	3.8135	11,304,689	0.55
日本	親投資信託受益証券	日本株式最小分散インデックスマザーファンド	7,795,612	1.3720	10,695,580	1.4167	11,044,043	0.54
日本	親投資信託受益証券	日本株オープン「35」マザーファンド	2,414,422	4.0884	9,871,122	4.4160	10,662,087	0.52
日本	親投資信託受益証券	J P X 日経 4 0 0 インデックスマザーファンド	4,995,584	1.8089	9,036,512	1.8881	9,432,162	0.46
日本	投資信託受益証券	A M P グローバル・インフラ株式ファンド（F O F s 用）（適格機関投資家限定）	5,615,714	1.3165	7,393,087	1.5374	8,633,598	0.42
日本	親投資信託受益証券	ジャパン・アクティブ・マザーファンド	2,185,952	3.7034	8,095,454	3.8854	8,493,297	0.41
日本	親投資信託受益証券	日本株 E S G アクティブマザーファンド	4,959,264	1.4114	7,000,000	1.4967	7,422,530	0.36
日本	親投資信託受益証券	J A P A N クオリティ 1 5 0 インデックスマザーファンド	4,212,337	1.6028	6,751,533	1.7091	7,199,305	0.35
日本	親投資信託受益証券	コモディティインデックスマザーファンド	6,848,031	0.6932	4,747,056	0.8458	5,792,064	0.28

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3 年 8 月 31 日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	46.10
投資証券	8.16
親投資信託受益証券	45.66
合計	99.91

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年8月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成28年 2月 5日)	4,678,493,817	4,678,493,817	9,733	9,733
第2計算期間末日 (平成29年 2月 6日)	4,279,182,235	4,279,182,235	9,814	9,814
第3計算期間末日 (平成30年 2月 5日)	2,767,885,928	2,767,885,928	10,105	10,105
第4計算期間末日 (平成31年 2月 5日)	2,418,040,393	2,418,040,393	9,857	9,857
第5計算期間末日 (令和 2年 2月 5日)	2,358,341,494	2,358,341,494	10,197	10,197
第6計算期間末日 (令和 3年 2月 5日)	2,146,461,654	2,146,461,654	10,392	10,392
令和 2年 8月末日	2,348,456,365	—	10,207	—
9月末日	2,332,629,185	—	10,195	—
10月末日	2,283,558,241	—	10,116	—
11月末日	2,257,580,379	—	10,313	—
12月末日	2,177,628,761	—	10,353	—
令和 3年 1月末日	2,139,837,930	—	10,342	—
2月末日	2,100,491,363	—	10,317	—
3月末日	2,128,983,634	—	10,450	—
4月末日	2,099,719,465	—	10,480	—
5月末日	2,095,355,028	—	10,534	—
6月末日	2,115,988,123	—	10,595	—
7月末日	2,100,647,521	—	10,623	—
8月末日	2,055,655,389	—	10,660	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円

第6計算期間	0円
--------	----

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	2.67
第2計算期間	0.83
第3計算期間	2.96
第4計算期間	2.45
第5計算期間	3.44
第6計算期間	1.91
第7中間計算期間	2.43

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	5,911,528,409	1,104,595,112	4,806,933,297
第2計算期間	1,647,355,326	2,093,917,813	4,360,370,810
第3計算期間	315,029,437	1,936,331,472	2,739,068,775
第4計算期間	96,940,513	382,765,112	2,453,244,176
第5計算期間	67,521,751	207,994,381	2,312,771,546
第6計算期間	133,700,636	380,900,714	2,065,571,468
第7中間計算期間	90,659,769	180,467,241	1,975,763,996

【三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定成長型）】

（１）【投資状況】

令和 3年 8月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,918,068,902	43.51
投資証券	アイルランド	381,598,772	8.66
親投資信託受益証券	日本	2,048,613,561	46.47
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	59,837,308	1.36
純資産総額		4,408,118,543	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年 8月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	アドバンスト・バランス（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	706,098,147	1.3007	918,421,859	1.4601	1,030,973,904	23.39
日本	親投資信託受益証券	先進国ロング・ショート戦略マザーファンド	322,743,628	1.0082	325,408,059	1.0120	326,616,551	7.41
アイルランド	投資証券	ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ダイバーシファイド・リターン・円ファンド－クラスＢ・円・アキュムレーション	240,305.394	1,275.24	306,447,050	1,343.8732	322,939,978	7.33
日本	親投資信託受益証券	ＴＯＰＩＸマザーファンド	124,717,775	2.1330	266,023,015	2.2370	278,993,662	6.33
日本	投資信託受益証券	ＭＵＩジャジメンタルＬ／Ｓ「バランス型」ファンド１（適格機関投資家向け）	263,771,306	1.0406	274,480,421	1.0462	275,957,540	6.26
日本	親投資信託受益証券	ショートデュレーション円インカムマザーファンド	243,090,633	0.9703	235,870,841	0.9688	235,506,205	5.34
日本	親投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 国内債券アクティブマザーファンド	140,938,640	1.4647	206,432,826	1.4752	207,912,681	4.72
日本	投資信託受益証券	アドバンスト・バランス（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	187,066,278	0.9942	186,000,000	1.0088	188,712,461	4.28
日本	親投資信託受益証券	日本株マーケットニュートラル・マザーファンド	109,870,474	1.4337	157,521,299	1.4123	155,170,070	3.52
日本	投資信託受益証券	ＡＭＰ グローバル・インフラ債券ファンド＜為替ヘッジあり＞（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	127,201,445	1.1634	147,987,571	1.1885	151,178,917	3.43
日本	投資信託受益証券	グローバル社債ファンド Ｔ（適格機関投資家専用）	114,346,538	1.2167	139,125,432	1.2781	146,146,310	3.32
日本	親投資信託受益証券	日本債券インデックスマザーファンド	105,076,539	1.3438	141,201,854	1.3515	142,010,942	3.22
日本	親投資信託受益証券	日本株インカム・マザーファンド	52,133,810	2.2095	115,189,653	2.3719	123,656,183	2.81
日本	投資信託受益証券	グローバル・フランチャイズ・ファンド Ｍ－２（適格機関投資家専用）	56,035,547	1.3729	76,931,202	1.6411	91,959,936	2.09
日本	親投資信託受益証券	東証ＲＥＩＴ指数マザーファンド	22,277,579	3.3253	74,081,611	3.8135	84,955,547	1.93
日本	親投資信託受益証券	ＭＵＡＭ Ｇ－ＲＥＩＴマザーファンド	39,201,973	1.6882	66,180,771	2.1584	84,613,538	1.92
日本	親投資信託受益証券	日本株最小分散インデックスマザーファンド	58,298,699	1.3720	79,985,816	1.4167	82,591,766	1.87
アイルランド	投資証券	ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ポジティブ・チェンジ・ファンド－クラスＢ・ＪＰＹ・アキュムレーション	48,595.466	967.63	47,022,430	1,207.0837	58,658,794	1.33
日本	親投資信託受益証券	日本・小型株・ファンド・マザーファンド	6,396,947	8.3316	53,296,803	8.9927	57,525,825	1.30
日本	親投資信託受益証券	コモディティインデックスマザーファンド	59,224,175	0.6932	41,054,199	0.8458	50,091,807	1.14
日本	親投資信託受益証券	ＪＰＸ日経４００インデックスマザーファンド	23,395,099	1.8089	42,319,395	1.8881	44,172,286	1.00
日本	親投資信託受益証券	ジャパン・アクティブ・マザーファンド	11,258,500	3.7034	41,694,728	3.8854	43,743,775	0.99
日本	親投資信託受益証券	日本株ＥＳＧアクティブマザーファンド	27,630,181	1.4114	39,000,000	1.4967	41,354,091	0.94

日本	親投資信託受益証券	日本株オープン「３５」マザーファンド	8,167,997	4.0884	33,394,039	4.4160	36,069,874	0.82
日本	投資信託受益証券	ＡＭＰ グローバル・インフラ株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	21,555,766	1.3165	28,378,165	1.5374	33,139,834	0.75
日本	親投資信託受益証券	ＪＡＰＡＮ クオリティ１５０インデックスマザーファンド	18,880,316	1.6028	30,261,370	1.7091	32,268,348	0.73
日本	親投資信託受益証券	先進国高格付国債マザーファンド	18,569,426	1.1589	21,520,107	1.1503	21,360,410	0.48

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 3年 8月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	43.51
投資証券	8.66
親投資信託受益証券	46.47
合計	98.64

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年8月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成28年 2月 5日）	9,654,103,984	9,654,103,984	9,461	9,461
第2計算期間末日（平成29年 2月 6日）	8,683,615,716	8,683,615,716	9,865	9,865
第3計算期間末日（平成30年 2月 5日）	5,168,114,250	5,168,114,250	10,596	10,596
第4計算期間末日（平成31年 2月 5日）	5,151,645,636	5,151,645,636	10,137	10,137
第5計算期間末日（令和 2年 2月 5日）	4,945,520,751	4,945,520,751	10,794	10,794
第6計算期間末日（令和 3年 2月 5日）	4,413,288,684	4,413,288,684	11,219	11,219
令和 2年 8月末日	4,708,070,419	—	10,712	—
9月末日	4,672,722,405	—	10,660	—

10月末日	4,472,322,272	—	10,507	—
11月末日	4,526,410,162	—	10,947	—
12月末日	4,446,181,588	—	11,056	—
令和 3年 1月末日	4,365,193,797	—	11,082	—
2月末日	4,413,168,938	—	11,174	—
3月末日	4,511,194,616	—	11,470	—
4月末日	4,406,163,302	—	11,533	—
5月末日	4,391,382,100	—	11,634	—
6月末日	4,420,497,982	—	11,757	—
7月末日	4,383,903,635	—	11,767	—
8月末日	4,408,118,543	—	11,878	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	5.39
第2計算期間	4.27
第3計算期間	7.41
第4計算期間	4.33
第5計算期間	6.48
第6計算期間	3.93
第7中間計算期間	5.21

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	11,548,569,893	1,344,230,193	10,204,339,700
第2計算期間	3,206,501,941	4,608,826,573	8,802,015,068
第3計算期間	905,510,323	4,829,916,755	4,877,608,636

第4計算期間	792,955,960	588,729,251	5,081,835,345
第5計算期間	154,520,844	654,488,659	4,581,867,530
第6計算期間	332,153,223	980,376,769	3,933,643,984
第7中間計算期間	352,982,081	545,240,133	3,741,385,932

参考情報

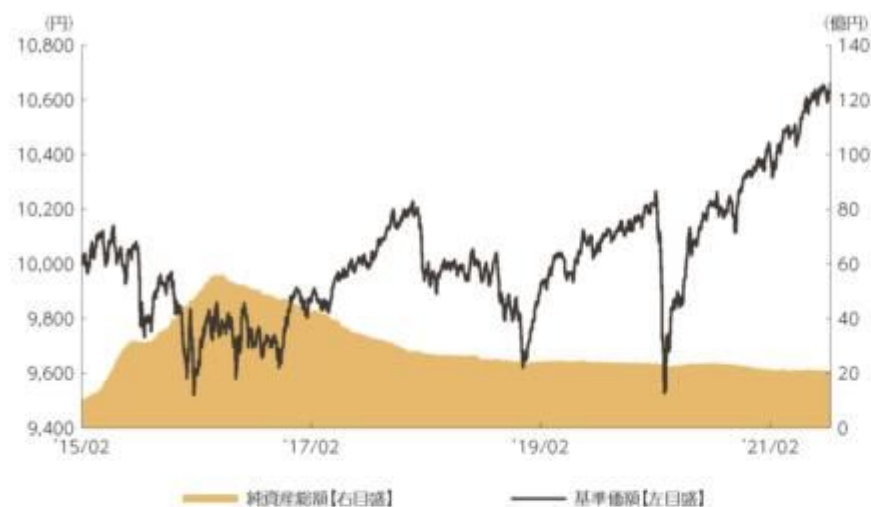


運用実績

2021年8月31日現在

三菱UFJ アドバンスト・バランス (安定型)

■基準価額・純資産の推移 2015年2月20日(設定日)～2021年8月31日



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	10,660円
純資産総額	20.5億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2021年2月	0円
2020年2月	0円
2019年2月	0円
2018年2月	0円
2017年2月	0円
2016年2月	0円
設定来累計	0円

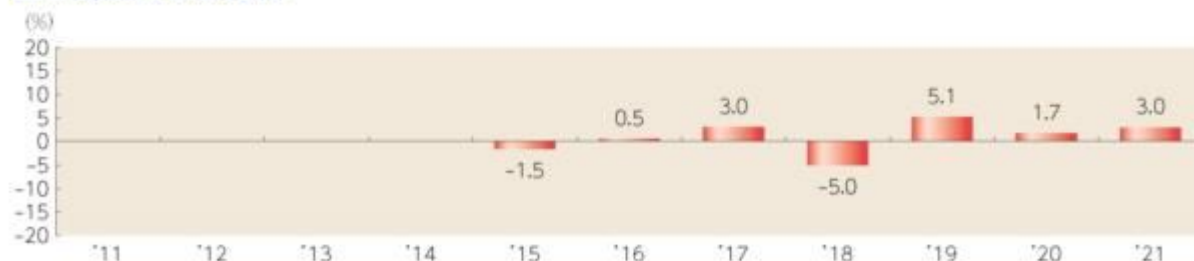
●分配金は1万円当たり、税引前

■主要な資産の状況

組入上位銘柄	比率
1 ショートデュレーション円インカムマザーファンド	10.0%
2 外国債券インデックスマザーファンド	9.3%
3 三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド	9.1%
4 ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ダイバーシファイド・リターン・円ファンド・クラスB・円・アキュムレーション	7.6%
5 先進国ロング・ショート戦略マザーファンド	7.5%
6 日本超長期国債インデックスマザーファンド	6.6%
7 日本債券インデックスマザーファンド	6.4%
8 AMP グローバル・インフラ債券ファンド<為替ヘッジあり>(FOFs用)(適格機関投資家限定)	6.2%
9 MUIジャジメンタルL/S「バランス型」ファンド1(適格機関投資家向け)	6.1%
10 グローバル社債ファンドT(適格機関投資家専用)	5.1%

●比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■年間収益率の推移

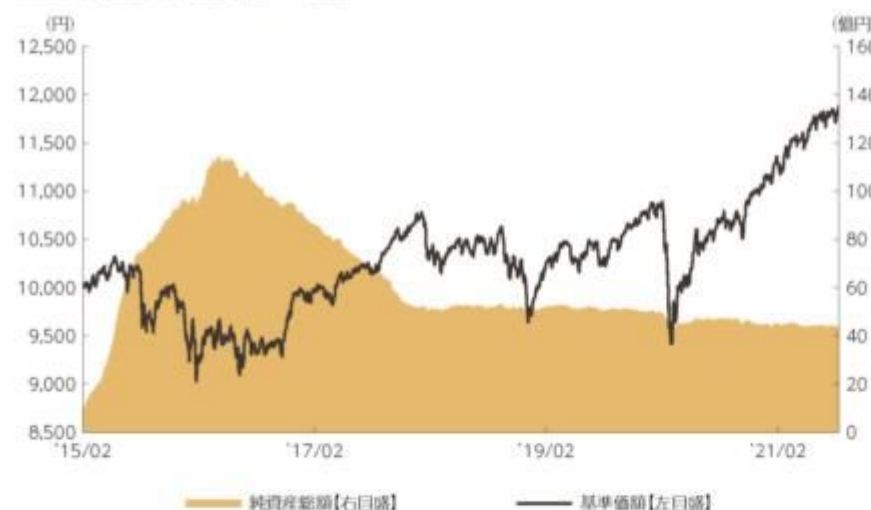


- 収益率は基準価額で計算
- 2015年は設定日から年末までの、2021年は年初から8月31日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ アドバンスト・バランス(安定成長型)

■基準価額・純資産の推移 2015年2月20日(設定日)～2021年8月31日



- 基準価額は10,000を起点として表示
- 基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	11,878円
純資産総額	44.0億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2021年 2月	0円
2020年 2月	0円
2019年 2月	0円
2018年 2月	0円
2017年 2月	0円
2016年 2月	0円
設定来累計	0円

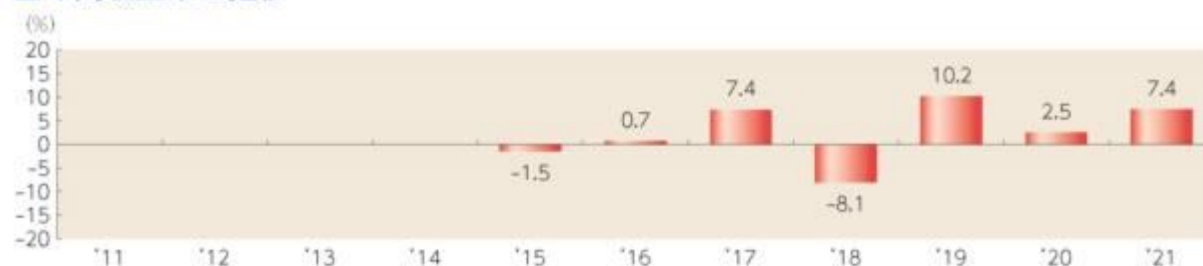
•分配金は1万円当たり、税引前

■主要な資産の状況

組入上位銘柄	比率
1 外国株式インデックスマザーファンド	7.7%
2 先進国ロング・ショート戦略マザーファンド	7.4%
3 ベイリー・ギフォード・ワールドワイド・ダイバーシファイド・リターン・円ファンド・クラスB・円・アキュムレーション	7.3%
4 TOPIXマザーファンド	6.3%
5 MUIジャジメンタルL/S[バランス型]ファンド1(適格機関投資家向け)	6.3%
6 外国債券インデックスマザーファンド	5.8%
7 ショートデュレーション円インカムマザーファンド	5.3%
8 三菱UFJ 国内債券アクティブマザーファンド	4.7%
9 日本株マーケットニュートラル・マザーファンド	3.5%
10 日本超長期国債インデックスマザーファンド	3.4%

•比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額で計算
- 2015年は設定日から年末までの、2021年は年初から8月31日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第３【ファンドの経理状況】

- １ 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第３８条の３および第５７条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- ２ 当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、当中間計算期間（令和３年２月６日から令和３年８月５日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）		
	第6期 [令和 3年 2月 5日現在]	第7期中間計算期間末 [令和 3年 8月 5日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	54,610,389	42,248,232
投資信託受益証券	842,594,931	968,073,057
投資証券	105,994,339	165,697,034
親投資信託受益証券	1,170,423,563	944,083,328
未収入金	7,000,000	-
流動資産合計	2,180,623,222	2,120,101,651
資産合計	2,180,623,222	2,120,101,651
負債の部		
流動負債		
未払解約金	17,777,236	1,866,625
未払受託者報酬	628,431	575,759
未払委託者報酬	15,710,704	14,393,920
未払利息	10	34
その他未払費用	45,187	41,390
流動負債合計	34,161,568	16,877,728
負債合計	34,161,568	16,877,728
純資産の部		
元本等		
元本	2,065,571,468	1,975,763,996
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	80,890,186	127,459,927
（分配準備積立金）	97,046,035	88,736,020
元本等合計	2,146,461,654	2,103,223,923
純資産合計	2,146,461,654	2,103,223,923
負債純資産合計	2,180,623,222	2,120,101,651

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

	第6期中間計算期間 自 令和 2年 2月 6日 至 令和 2年 8月 5日	第7期中間計算期間 自 令和 3年 2月 6日 至 令和 3年 8月 5日
営業収益		
受取利息	331	27
有価証券売買等損益	19,266,291	65,840,586
営業収益合計	19,266,622	65,840,613
営業費用		
支払利息	10,706	3,158
受託者報酬	631,106	575,759
委託者報酬	15,777,594	14,393,920
その他費用	45,382	41,390
営業費用合計	16,464,788	15,014,227
営業利益又は営業損失（ ）	2,801,834	50,826,386
経常利益又は経常損失（ ）	2,801,834	50,826,386
中間純利益又は中間純損失（ ）	2,801,834	50,826,386
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	823,245	1,569,162
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	45,569,948	80,890,186
剰余金増加額又は欠損金減少額	318,924	4,401,490
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	318,924	4,401,490
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,452,608	7,088,973
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,452,608	7,088,973
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	48,061,343	127,459,927

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	--

（中間貸借対照表に関する注記）

	第6期 [令和 3年 2月 5日現在]	第7期中間計算期間末 [令和 3年 8月 5日現在]
1. 期首元本額	2,312,771,546円	2,065,571,468円
期中追加設定元本額	133,700,636円	90,659,769円
期中一部解約元本額	380,900,714円	180,467,241円
2. 受益権の総数	2,065,571,468口	1,975,763,996口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第6期中間計算期間 自 令和 2年 2月 6日 至 令和 2年 8月 5日	第7期中間計算期間 自 令和 3年 2月 6日 至 令和 3年 8月 5日
1.運用に係る権限を委託するための費用 「先進国高格付国債マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の12.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 「先進国高格付国債マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の12.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第6期 [令和 3年 2月 5日現在]	第7期中間計算期間末 [令和 3年 8月 5日現在]
1.中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第6期 [令和 3年 2月 5日現在]	第7期中間計算期間末 [令和 3年 8月 5日現在]
1口当たり純資産額	1.0392円	1.0645円
(1万口当たり純資産額)	(10,392円)	(10,645円)

【三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定成長型）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 [令和 3年 2月 5日現在]	第7期中間計算期間末 [令和 3年 8月 5日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	78,532,881	98,868,217
投資信託受益証券	1,796,544,014	1,908,089,211
投資証券	223,645,515	410,069,353
親投資信託受益証券	2,356,390,028	2,034,180,179
未収入金	10,000,000	-
流動資産合計	4,465,112,438	4,451,206,960
資産合計	4,465,112,438	4,451,206,960
負債の部		
流動負債		
未払解約金	18,835,993	3,485,781
未払受託者報酬	1,265,259	1,209,337
未払委託者報酬	31,631,453	30,233,373
未払利息	14	79
その他未払費用	91,035	87,016
流動負債合計	51,823,754	35,015,586
負債合計	51,823,754	35,015,586
純資産の部		
元本等		
元本	3,933,643,984	3,741,385,932
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()	479,644,700	674,805,442
(分配準備積立金)	444,346,068	385,903,307
元本等合計	4,413,288,684	4,416,191,374
純資産合計	4,413,288,684	4,416,191,374
負債純資産合計	4,465,112,438	4,451,206,960

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期中間計算期間 自 令和 2年 2月 6日 至 令和 2年 8月 5日	第7期中間計算期間 自 令和 3年 2月 6日 至 令和 3年 8月 5日
営業収益		
受取利息	679	77
有価証券売買等損益	58,266,521	256,759,186

	第6期中間計算期間 自 令和 2年 2月 6日 至 令和 2年 8月 5日	第7期中間計算期間 自 令和 3年 2月 6日 至 令和 3年 8月 5日
営業収益合計	58,265,842	256,759,263
営業費用		
支払利息	21,449	7,092
受託者報酬	1,262,637	1,209,337
委託者報酬	31,565,882	30,233,373
その他費用	90,855	87,016
営業費用合計	32,940,823	31,536,818
営業利益又は営業損失（ ）	91,206,665	225,222,445
経常利益又は経常損失（ ）	91,206,665	225,222,445
中間純利益又は中間純損失（ ）	91,206,665	225,222,445
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	8,149,160	14,667,958
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	363,653,221	479,644,700
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,551,350	51,491,996
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,551,350	51,491,996
剰余金減少額又は欠損金増加額	19,494,316	66,885,741
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	19,494,316	66,885,741
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	263,652,750	674,805,442

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	--

（中間貸借対照表に関する注記）

	第6期 [令和 3年 2月 5日現在]	第7期中間計算期間末 [令和 3年 8月 5日現在]
1. 期首元本額	4,581,867,530円	3,933,643,984円
期中追加設定元本額	332,153,223円	352,982,081円
期中一部解約元本額	980,376,769円	545,240,133円
2. 受益権の総数	3,933,643,984口	3,741,385,932口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第6期中間計算期間 自 令和 2年 2月 6日 至 令和 2年 8月 5日	第7期中間計算期間 自 令和 3年 2月 6日 至 令和 3年 8月 5日
1.運用に係る権限を委託するための費用 「先進国高格付国債マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の12.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 「先進国高格付国債マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の12.5以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区分	第6期 [令和 3年 2月 5日現在]	第7期中間計算期間末 [令和 3年 8月 5日現在]
1.中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第6期 [令和 3年 2月 5日現在]	第7期中間計算期間末 [令和 3年 8月 5日現在]
1口当たり純資産額	1.1219円	1.1804円
(1万口当たり純資産額)	(11,219円)	(11,804円)

２【ファンドの現況】

【三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定型）】

【純資産額計算書】

令和 3年 8月31日現在

（単位：円）

資産総額	2,080,894,095
負債総額	25,238,706
純資産総額（ - ）	2,055,655,389
発行済口数	1,928,424,285口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0660
（10,000口当たり）	（10,660）

【三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定成長型）】

【純資産額計算書】

令和 3年 8月31日現在

（単位：円）

資産総額	4,415,328,626
負債総額	7,210,083
純資産総額（ - ）	4,408,118,543
発行済口数	3,711,159,582口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.1878
（10,000口当たり）	（11,878）

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

< 更新後 >

（１）資本金の額等

2021年8月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

< 更新後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2021年 8月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	887	17,959,631
追加型公社債投資信託	16	1,409,049
単位型株式投資信託	82	368,482
単位型公社債投資信託	45	181,908
合 計	1,030	19,919,070

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

< 更新後 >

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
(資産の部)		

流動資産				
現金及び預金	2	56,398,457	2	56,803,388
有価証券		1,960,318		2,001
前払費用		575,904		598,135
未収入金		14,559		31,359
未収委託者報酬		10,296,453		13,216,357
未収収益	2	638,994	2	662,230
金銭の信託		100,000		2,300,000
その他		254,330		269,506
流動資産合計		70,239,017		73,882,978
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	584,048	1	548,902
器具備品	1	871,893	1	1,435,369
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,084,375		2,612,705
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,369,611		3,569,171
ソフトウェア仮勘定		1,374,932		1,895,190
無形固定資産合計		4,760,365		5,480,184
投資その他の資産				
投資有価証券		16,704,756		18,616,670
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	1	819,255	1	814,684
長期差入保証金		565,358		538,497
前払年金費用		375,031		258,835
繰延税金資産		1,912,824		916,962
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		20,718,993		21,487,417
固定資産合計		27,563,734		29,580,307
資産合計		97,802,752		103,463,286

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)		第36期 (令和3年3月31日現在)	
(負債の部)				
流動負債				
預り金		687,565		533,622
未払金				
未払収益分配金		131,478		158,856
未払償還金		395,400		133,877
未払手数料	2	4,026,078	2	5,200,810
その他未払金	2	3,818,195	2	4,412,521
未払費用	2	4,402,578	2	4,755,909
未払消費税等		629,469		752,617
未払法人税等		617,341		873,027
賞与引当金		933,517		933,381

役員賞与引当金	124,590	160,710
その他	701,285	691,143
流動負債合計	16,467,499	18,606,476
固定負債		
長期未払金	32,400	21,600
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
役員退職慰労引当金	130,784	117,938
時効後支払損引当金	238,811	245,426
固定負債合計	1,412,398	1,530,479
負債合計	17,879,897	20,136,956
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	25,847,605	26,951,289
利益剰余金合計	33,188,194	34,291,879
株主資本合計	79,921,039	81,024,723

(単位：千円)

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,815	2,301,606
評価・換算差額等合計	1,815	2,301,606
純資産合計	79,922,854	83,326,329
負債純資産合計	97,802,752	103,463,286

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,967,489	67,963,712
投資顧問料	2,385,084	2,443,980
その他営業収益	16,085	21,613
営業収益合計	70,368,658	70,429,306
営業費用		
支払手数料	2 27,106,451	2 26,689,896

広告宣伝費	696,418	668,150
公告費	1,000	250
調査費		
調査費	1,857,271	2,077,942
委託調査費	11,579,175	12,035,954
事務委託費	847,769	798,528
営業雑経費		
通信費	153,731	296,490
印刷費	427,118	378,180
協会費	52,053	51,841
諸会費	15,990	16,613
事務機器関連費	1,953,926	1,977,769
その他営業雑経費	-	8,391
営業費用合計	44,690,907	45,000,009
一般管理費		
給料		
役員報酬	331,987	352,879
給料・手当	6,611,427	6,461,546
賞与引当金繰入	933,517	933,381
役員賞与引当金繰入	124,590	160,710
福利厚生費	1,276,950	1,272,568
交際費	11,871	2,721
旅費交通費	165,891	22,768
租税公課	360,165	402,939
不動産賃借料	647,402	666,331
退職給付費用	422,919	481,135
役員退職慰労引当金繰入	48,183	11,763
固定資産減価償却費	1,307,555	1,358,911
諸経費	427,212	413,538
一般管理費合計	12,669,674	12,541,193
営業利益	13,008,076	12,888,103

(単位：千円)

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	90,965	170,807
受取利息	2 4,169	2 2,726
投資有価証券償還益	585,179	81,557
収益分配金等時効完成分	101,734	275,835
受取賃貸料	2 65,808	2 65,808
その他	19,987	12,504
営業外収益合計	867,845	609,239
営業外費用		
投資有価証券償還損	96,379	95,946
時効後支払損引当金繰入	-	16,395
事務過誤費	3,483	-
賃貸関連費用	20,339	13,472
その他	1,920	2,932
営業外費用合計	122,122	128,747

経常利益		13,753,799		13,368,595
特別利益				
投資有価証券売却益		174,842		2,007,655
特別利益合計		174,842		2,007,655
特別損失				
投資有価証券売却損		75,963		51,737
投資有価証券評価損		163,865		26,317
固定資産除却損	1	8,832	1	536
固定資産売却損		435		-
特別損失合計		249,096		78,591
税引前当期純利益		13,679,545		15,297,659
法人税、住民税及び事業税	2	4,146,534	2	4,755,427
法人税等調整額		79,824		19,122
法人税等合計		4,226,359		4,736,304
当期純利益		9,453,186		10,561,354

（３）【株主資本等変動計算書】

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	221,989	221,989	221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,124,917	1,124,917	1,124,917
当期変動額合計	1,124,917	1,124,917	1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

当期変動額									
剰余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用により、翌事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映され、繰越利益剰余金の期首残高が475,687千円増加すると見込まれます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
建物	599,542千円	643,920千円
器具備品	1,408,613千円	1,545,179千円
投資不動産	145,391千円	151,833千円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
預金	314,247千円	40,328,414千円
未収収益	15,773千円	14,138千円
未払手数料	712,210千円	772,495千円
その他未払金	3,029,426千円	3,425,136千円
未払費用	432,019千円	349,222千円

(損益計算書関係)

1.固定資産除却損の内訳

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
器具備品	8,832千円	536千円

計	8,832千円	536千円
---	---------	-------

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
支払手数料	5,234,629千円	5,128,270千円
受取利息	2千円	143千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,030,180千円	3,492,898千円

(株主資本等変動計算書関係)

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和元年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

（リース取引関係）

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
1年内	675,956千円	709,808千円
1年超	—	709,808千円
合計	675,956千円	1,419,616千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	-
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	-
(3) 金銭の信託	100,000	100,000	-
(4) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	-
(5) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	-
資産計	85,428,625	85,428,625	-
(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	-
負債計	4,026,078	4,026,078	-

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	56,803,388	56,803,388	-
(2) 有価証券	2,001	2,001	-
(3) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(4) 未収委託者報酬	13,216,357	13,216,357	-
(5) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-
資産計	90,907,057	90,907,057	-

(1) 未払手数料	5,200,810	5,200,810	-
負債計	5,200,810	5,200,810	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(5)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

(3)金銭の信託

時価は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
非上場株式	31,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	-	-	-
金銭の信託	100,000	-	-	-
未収委託者報酬	10,296,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,755,228	5,652,257	4,813,929	27,375

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,874,369	10,037,087	1,162,718
	小計	8,874,369	10,037,087	1,162,718
合計		18,733,714	18,731,098	2,616

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は100,000千円）を含めておりません。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円）を含めておりません。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	8,940	-	15,060
債券	-	-	-
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-

債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,712,289 千円	3,718,736 千円
勤務費用	204,225	203,106
利息費用	17,557	19,110
数理計算上の差異の 発生額	52,430	18,826
退職給付の支払額	162,904	192,890
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,718,736	3,729,235

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
年金資産の期首残高	2,666,937 千円	2,460,824 千円
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の 発生額	164,633	304,281
事業主からの拠出額	51,282	-
退職給付の支払額	140,518	159,390
年金資産の期末残高	2,460,824	2,649,846

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,969,807 千円	2,810,893 千円
年金資産	2,460,824	2,649,846
	508,982	161,046
非積立型制度の退職給付債務	748,929	918,342
未積立退職給付債務	1,257,911	1,079,388
未認識数理計算上の差異	203,136	161,333

未認識過去勤務費用	419,405	354,043
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678
退職給付引当金	1,010,401	1,145,514
前払年金費用	375,031	258,835
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635,370	886,678

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
勤務費用	204,225 千円	203,106 千円
利息費用	17,557	19,110
期待運用収益	47,757	44,130
数理計算上の差異の費用処理額	24,035	41,361
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	6,427	44,446
確定給付制度に係る退職給付費用	269,848	329,255

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
債券	64.7 %	62.7 %
株式	32.3	35.4
その他	3.0	1.9
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
割引率	0.095～0.52%	0.051～0.59%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度153,070千円、当事業年度151,880千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第35期 (令和2年3月31日現在)	第36期 (令和3年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	427,046千円	418,394千円

投資有価証券評価損	226,322	188,859
未払事業税	117,461	180,263
賞与引当金	285,842	285,801
役員賞与引当金	19,703	25,472
役員退職慰労引当金	40,046	36,112
退職給付引当金	309,384	350,756
減価償却超過額	96,767	68,024
委託者報酬	213,044	209,938
長期差入保証金	40,180	48,639
時効後支払損引当金	73,124	75,149
連結納税適用による時価評価	57,656	38,873
その他	123,248	87,023
繰延税金資産 小計	2,029,829	2,013,308
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,029,829	2,013,308
繰延税金負債		
前払年金費用	114,834	79,225
連結納税適用による時価評価	1,260	1,203
その他有価証券評価差額金	801	1,015,785
その他	109	101
繰延税金負債 合計	117,005	1,096,346
繰延税金資産の純額	1,912,824	916,962

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第35期（令和2年3月31日現在）及び第36期（令和3年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）及び第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）及び第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,234,629 千円	未払手数料	712,210 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	583,270 千円	未払費用	302,681 千円

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	4,073,855 千円	未払手数料	697,109 千円
							取引銀行 コーラブル預金の払戻 (注2)	20,000,000 千円		
							コーラブル預金の預入 (注2)	20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息 (注2)	4,126 千円	未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示して

おります。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第35期 （自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）	第36期 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）
１株当たり純資産額	377,741.17円	393,827.09円
１株当たり当期純利益金額	44,678.80円	49,916.36円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第35期 （自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）	第36期 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）
当期純利益金額（千円）	9,453,186	10,561,354
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	9,453,186	10,561,354
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

< 更新後 >

（１）受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（2021年３月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名称	資本金の額 （2021年３月末現在）	事業の内容
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

３【資本関係】

< 訂正前 >

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2021年2月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

<訂正後>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2021年8月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

独立監査人の中間監査報告書

令和３年９月８日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定型）の令和３年２月６日から令和３年８月５日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定型）の令和３年８月５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和３年２月６日から令和３年８月５日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

令和３年９月８日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定成長型）の令和３年２月６日から令和３年８月５日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪ アドバンスト・バランス（安定成長型）の令和３年８月５日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和３年２月６日から令和３年８月５日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年6月28日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

青木 裕晃 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤 鉄也 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。